証券コード　3069
2018年６月11日

株　主　各　位

東京都品川区西五反田一丁目３番８号
株式会社アスラポート・ダイニング
代表取締役社長　森　下　將　典

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年６月27日（水曜日）午後６時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2018年６月28日(木曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都品川区西五反田一丁目３番８号
　五反田御幸ビル２階　アリアル会議室ANNEX
3. **目的事項**

報告事項
1. 第12期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　当社とジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社との株式交換契約締結の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付（午前９時より受付開始）にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表、個別注記表及び株主総会参考書類につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://asrapport-dining.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://asrapport-dining.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

1.　企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調にあるものの、賃金の伸び悩みから個人消費には力強さは見られず、また、株価や為替の不安定な動向及び米国や欧州などの先進国における保護主義的な動きや、地政学リスクの影響などにより依然として先行き不透明な状況が続いております。外食及び食品生産業界におきましては、消費者の節約志向の根強さや、原材料の価格上昇、人件費及び物流関連コストの上昇による利益の圧迫などにより、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社グループは「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げ、「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化」の各課題へ積極的に取り組み、当社グループの事業規模の拡充に努めてまいりました。

当連結会計年度の当社グループの取り組みは、次のとおりであります。

・「既存ブランドの競争力強化と成長」について

「既存ブランドの競争力強化と成長」におきましては、当連結会計年度の店舗数は820店舗（前連結会計年度比で107店舗増加）となりました。新たに子会社化した業態の店舗数増加に加え、既存ブランドである焼肉業態「牛角」が 前年同期比で８店舗、メキシカンファストフード業態「Taco Bell」は前年同期比で４店舗、それぞれ増加しております。また、株式会社アスラポートが運営する焼鳥業態「とり鉄」では、初のテイクアウト専門店「小鉄屋」を出店したほか、「どさん子」新ラーメンブランド「辛味噌麺 かのと」と共同出店するなど、新しい試みを行っております。なお、「Taco Bell」では、スマートフォンやパソコンから商品を来店前に事前注文し、決済までできるネット予約サービスを開始するなど、更なるお客様満足度向上に向けた取り組みも始めております。

・「ブランド・ポートフォリオの多様化」について

前期に子会社化したベーグル業態の株式会社ドリームコーポレーション「BAGEL & BAGEL」の低投資型姉妹店舗「BAGEL & BAGEL City」を出店いたしました。また、クレープ業態を展開する株式会社モミアンドトイ・エンターテイメントでは、株式会社MILKISSIMOが運営するジェラート専門店「MILKISSIMO」とコラボ店舗を昨年11月と今年３月に出店しております。

・「海外市場への進出」について

グループ内外で事業再編と流通ネットワークの構築を行い、欧州においても「食のバリューチェーンを構築する」体制整備と拡充を行っております。具体的には、統括会社Atariya Foods Limitedを設立し、英国及びフランス、ドイツ、オランダ等ＥＵ圏の子会社を順次同社の傘下に集約することで、効率的な運営を進めております。また、フランスの老舗ケータリング企業Riem Becker SASの子会社化やロンドン市内で和食材を中心に取り扱う食品スーパー「Atari-Ya shops」の事業譲受など、事業の拡充も行っております。

・「食品生産事業と六次産業化」について

株式会社弘乳舎が、全国の「牛角」ブランド店へのＰＢアイスクリームの提供をはじめ、グループ外企業へのＰＢ及びＮＢ商品の開発・販売も積極的に展開しております。九州乳業株式会社は、ヨーグルトや豆乳を中心とした製品開発を続けており、販路をディスカウントストア等にも拡大することで、着実に収益基盤の拡充を進めているほか、茨城乳業株式会社との共同生産販売体制を構築することで、全国規模の事業エリアの拡大を進めております。

なお、資本業務提携先におきましては、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社とは、今年３月に株式交換契約を締結し、８月に完全子会社化の予定です。これにより、下記セグメントの販売・流通・生産３機能が相互に価値を生み出す事業ポートフォリオの構築や海外市場における「食のバリューチェーン」の早期実現が図れると考えております。また、フランス料理界の巨匠アラン・デュカス氏が手掛ける「ル・ショコラ・アラン・デュカス」の店舗開発及び運営を行う株式会社スティルフーズと、今年２月に資本業務提携を行っております。同社が展開する高級ステーキハウスやトリュフ専門店の業態なども含め、今後も協同して事業展開を行ってまいります。

以上により、当連結会計年度の売上高は42,996百万円（前年同期比18.6％増）、営業利益は1,080百万円（前年同期比0.2％増）、経常利益は887百万円（前年同期比3.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は843百万円（前年同期比60.0％増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

[販売事業]

当連結会計年度における当社グループの店舗数は前述のとおり820店舗となりました。内訳は直営店177店舗（前年同期比59店舗の増加）、フランチャイズ店643店舗（前年同期比48店舗の増加）となります。クレープ業態 「MOMI&TOY'S」など73店舗、和洋菓子「お菓子の菊家」など41店舗を含め、合計142店舗が増加した一方、釜飯串焼 業態「とりでん」11店舗など、合計35店舗が減少いたしました。新たに子会社化した４社に加え既存業態も堅調に推移した結果、当連結会計年度における売上高は18,962百万円（前年同期比47.3％増）、営業利益は1,142百万円（前年同期比38.2％増）となりました。

[流通事業]

当社グループの流通事業部門は海外子会社７社により構成されております。英国における和食ブームの高まりを背景にT&S Enterprises (London) Limitedの売上が堅調に推移した他、前期に子会社化したオランダ２社（Atariya Foods Netherlands B.V.及びAtariya Horeca B.V.）が通期で増収に寄与しましたが、水産品の仕入価格高騰や人材採用を中心とする経営改善費用が増加した影響により、当連結会計年度における売上高は4,362百万円（前年同期比6.9％増）、営業利益は1百万円（同97.7％減）となりました。

[生産事業]

当社グループの生産事業部門は、乳製品製造加工を行う３社及び肉用牛・乳用牛の仔牛の肥育を行う株式会社TOMONIゆめ牧舎の計４社により構成されております。株式会社弘乳舎は、利益率の高い受託加工事業が減少したものの、脱脂粉乳やバターなど乳製品の大口販売と輸入食品原料の販売が増加し、増収増益となりました。一方、九州乳業株式会社及び茨城乳業株式会社は、売上は堅調に推移したものの、配送コストの増加及び生産設備の修繕費や電力料及び燃料費など製造経費が増加し、増収減益となりました。以上の結果、当連結会計年度における売上高は19,621百万円（前年同期比2.0％増）、営業利益は428百万円（同32.1％減）となりました。

［その他事業］

その他事業の内容といたしましては、店舗開発事業等による売上があり、当連結会計年度における売上高は50百万円（前年同期比0.2％減）、営業利益は45百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は1,152百万円となりました。その主なものは、直営店舗に係る造作の費用、生産事業における設備投資及び更新工事の費用であります。

③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うために、当社は、取引銀行６社と総額2,300百万円のコミットメント型シンジケートローン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入未実行残高は300百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の子会社であるAtariya Foods Retail (UK) Limitedが、2017年12月にAtari-Ya shopsの全事業を譲受けました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

イ．株式の取得

当社及び子会社は以下の会社の株式を取得いたしました。

取得日	会社名	取得後の株式保有割合
2017年8月1日	ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社	31.7%
2017年8月1日	株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント	100.0%
2017年10月1日	株式会社菊家	62.5%
2017年11月29日	株式会社フルッタフルッタ	17.1%（※1）
2017年12月31日	Riem Becker SAS	74.0%
2018年2月25日	ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社	41.9%（※2）

※1 当社連結子会社である株式会社弘乳舎が2016年7月に取得した株式と合計すると、株式保有割合は27.0%となります。

※2 本件取得は、2017年2月に当社が引き受けたジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の行使によるものであります。

ロ．新株予約権の取得

当社は以下の会社の新株予約権を取得しました。

取得日	会社名	金額等
2017年11月29日	株式会社フルッタフルッタ	2,565,200円

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第９期 (2015年3月期)	第10期 (2016年3月期)	第11期 (2017年3月期)	第12期 (当連結会計年度)
売　上　高（千円）	11,167,069	23,495,338	36,244,906	42,996,961
経 常 利 益（千円）	622,639	724,403	922,260	887,182
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	388,912	520,624	526,946	843,025
１株当たり当期純利益(円)	20.46	23.19	18.13	27.59
総　資　産（千円）	11,231,788	23,633,125	27,722,261	34,757,533
純　資　産（千円）	2,717,860	5,243,651	7,715,945	9,225,459
１株当たり純資産額(円)	128.36	197.56	246.64	280.77

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第９期 (2015年3月期)	第10期 (2016年3月期)	第11期 (2017年3月期)	第12期 (当事業年度)
売　上　高（千円）	1,892,321	3,070,519	6,487,970	4,478,990
経常利益又は経常損失(△)（千円）	56,747	△99,860	2,612,858	61,463
当期純利益又は当期純損失(△)（千円）	144,804	△91,566	2,607,457	△48,043
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	7.62	△4.08	89.69	△1.57
総　資　産（千円）	6,393,702	13,368,381	15,838,709	18,905,587
純　資　産（千円）	844,553	2,607,867	7,299,465	7,643,815
１株当たり純資産額(円)	40.58	104.65	244.00	247.20

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2018年３月31日現在）

名　　称	資　本　金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アスラポート	100,000 千円	98.8%	飲食店舗の運営及びフランチャイズ本部の運営等
株式会社フードスタンドインターナショナル	500 千円	100.0	飲食店舗の運営及びフランチャイズ本部の運営等
株 式 会 社 弘 乳 舎	100,000 千円	93.4	乳 製 品 等 の 製 造 及 び 販 売
茨 城 乳 業 株 式 会 社	30,000 千円	72.8	乳製品の受託加工及び製造販売等
T&S Enterprises(London)Limited	1,000 英ポンド	100.0	水 産 物 加 工、 卸 販 売
S.K.Y Enterprise UK Limited	100 英ポンド	100.0	食 品 の 輸 出 入、 卸 販 売
Sushi Bar Atari-Ya Limited	1,000 英ポンド	100.0	飲食店の運営及び水産物等の小売事業
Atariya S.K.Y GmbH	25,000 ユーロ	90.0	食 品 の 輸 出 入、 卸 販 売
株式会社TOMONIゆめ牧舎	100,000 千円	79.0	生 乳 の 出 荷 や 仔 牛 の 生 産
九 州 乳 業 株 式 会 社	10,000 千円	95.7	牛乳・乳製品・はっ酵乳・デザート等の製造、販売
み ど り 九 州 協 同 組 合	1,000 千円	71.7	牛乳・乳製品・はっ酵乳・デザート等の製造、販売
Pacific Paradise Foods, Inc.	550,000 米ドル	100.0	食材輸入・加工及び卸販売
株式会社ドリームコーポレーション	100,000 千円	96.0	ベーグル、菓子、惣菜等の製造、輸出入、販売及び卸売業 飲 食 店 の 経 営　　等
Atariya Foods Netherlands B.V.	365,293 ユーロ	100.0	食料品・原材料輸入販売事業
Atariya Horeca B.V.	45,378 ユーロ	100.0	日 本 食 の 仕 入 及 び 小 売 販 売
株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント	1,000 千円	100.0	外食フランチャイズ本部の運営、外食店舗の運営
Atariya Foods Limited	8,263,939 英ポンド	100.0	株式保有並びに英国及びEU圏の子会社等の統括
株 式 会 社 菊 家	80,000 千円	59.8	菓子製造販売・レストラン喫茶の運営等
Riem Becker SAS	1,656,750 ユーロ	74.0	ケータリング事業、食材卸事業、弁当事業
Atariya Foods Retail (UK) Limited	100 英ポンド	100.0	英国ロンドン市内での小売スーパーの運営

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「食のバリューチェーンを構築する」にあたり、「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」及び「食品生産事業と六次産業化」の各戦略について、以下の課題に対処すべきであると考えております。

① 既存ブランドの競争力強化と成長

既存ブランドについては、品質の向上に努めながら食材原価の低減にも取り組み収益性を高める傍ら、メニューや価格設定、店舗デザインなど市場や立地、顧客ニーズの変化に応じた業態のリモデルを行い、お客様満足度の向上に積極的に努めます。また、グループを挙げた店舗開発・加盟店開発の強化により積極的な出店を実施します。

② ブランド・ポートフォリオの多様化

焼肉、居酒屋、ステーキなど既存のディナー業態に加え、ファストフードや洋菓子、またラーメン等の麺業態も含め、ランチに集客可能なブランドの展開にも注力し、多様化するライフスタイルとそれに伴う食のニーズに対応してまいります。また国内外問わず他社ブランドのフランチャイズ本部構築、展開支援にも注力し、展開ブランドを増やしてまいります。

③ 海外市場への進出

国内の成熟市場に比較し海外市場は、アジアを中心とした新興国や欧州、北米などで日本食の人気が高まっており、今後も日本食への需要の伸びが予測されます。これら市場に向けて外食の店舗出店や食品の輸出等に取り組み、潜在力の大きな市場の需要獲得を目指します。

④ 食品生産事業と六次産業化への取り組み

茨城乳業株式会社、九州乳業株式会社においては、自社ブランドによる製品の製造・販売を今後も継続・強化してまいります。また、株式会社弘乳舎においてはこれまで強みのあった受託製品の製造に加え、自社ブランド商品の開発、販売を強化してまいります。これらの子会社では、すでに行っている自社グループ運営の外食業態での業務用商品の使用の拡大や、自社グループ外事業者へのＰＢ商品の開発・販売、コンシューマー向け商品の開発・販売にも注力し、自社グループ内外を広く巻き込んで価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2018年３月31日現在）

当社グループの主要な事業は次のとおりであります。

① 販売事業

外食店の直営店の運営、フランチャイズ店の募集及び経営指導並びにこれらの店舗に対するマーチャンダイジング事業。

② 流通事業

米国及び欧州における、食品の加工卸及び食材の輸出入事業。

③ 生産事業

牛乳、脱脂粉乳、ヨーグルトなどの乳製品の製造。仔牛の肥育や牧草の育成など。

(6) 主要な営業所及び工場（2018年３月31日現在）

株式会社アスラポート・ダイニング(当社)	本　社	東京都品川区
株式会社アスラポート	本　社	東京都品川区
株式会社フードスタンドインターナショナル	本　社	東京都品川区
	営業所・工場	大阪府吹田市江坂町
株式会社弘乳舎	本社・工場	熊本県熊本市北区
茨城乳業株式会社	本社・工場	茨城県石岡市
T&S Enterprises(London)Limited	本　社	イギリス/バーネット・ロンドン特別区
S.K.Y Enterprise UK Limited	本　社	イギリス/マートン・ロンドン特別区
Sushi Bar Atari-Ya Limited	本　社	イギリス/バーネット・ロンドン特別区
Atariya S.K.Y GmbH	本　社	ドイツ/メルブッシュ
株式会社TOMONIゆめ牧舎	本社・牧場	北海道寿都郡黒松内町
九州乳業株式会社	本社・工場	大分県大分市
みどり九州協同組合	本社・工場	大分県大分市
Pacific Paradise Foods, Inc.	本　社	アメリカ/カリフォルニア州サンタ・フェ・スプリングス
株式会社ドリームコーポレーション	本　社	東京都品川区
	工　場	東京都江戸川区
Atariya Foods Netherlands B.V.	本　社	オランダ/アムステルダム
Atariya Horeca B.V.	本　社	オランダ/アムステルダム
株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント	本　社	東京都品川区
株式会社菊家	本社・工場	大分県由布市
Ataiya Foods Limited	本　社	イギリス/バーネット・ロンドン特別区
Riem Becker SAS	本　社	フランス / イヴリー・シュル・セーヌ
Atariya Foods Retail (UK) Limited	本　社	イギリス/バーネット・ロンドン特別区

(7) 使用人の状況（2018年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,151（887）名	357（232）名

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55名	0名	40.7歳	3.6年

(8) 主要な借入先の状況（2018年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社東京スター銀行	3,428百万円
株式会社山陰合同銀行	683
株式会社横浜銀行	640
株式会社関西アーバン銀行	635
農林中央金庫	600

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2018年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　100,000,000株
② 発行済株式の総数　30,894,329株（自己株式2,400株を除く。）
③ 株主数　13,130名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
HSIグローバル株式会社	11,556,709株	37.40%
株式会社神明	2,926,000	9.47
アサヒビール株式会社	1,433,000	4.63
株式会社田中文悟商店	934,436	3.02
株式会社M&T	766,290	2.48
鈴木成和	446,046	1.44
川上統一	411,160	1.33
檜垣周作	350,000	1.13
オリエントビルデベロップメント6号株式会社	222,786	0.72
ワイエスフード株式会社	199,300	0.64

（注） 持株比率は自己株式（2,400株）を控除して計算いたしております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

② 当社の使用人等に対し事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2018年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森下將典	経営企画室長 Pacific Paradise Foods, Inc. 取締役 T&S Enterprises(London) Limited 取締役 S.K.Y Enterprise UK Limited 取締役 Sushi Bar Atari-Ya Limited 取締役 株式会社ルパンコティディアンジャパン 取締役 Riem Becker SAS 取締役 Atariya Foods Netherlands B.V. 取締役 Atariya Horeca B.V. 取締役 Atariya S.K.Y. GmbH. 取締役 Atariya Foods Limited 取締役 株式会社小僧寿し 取締役 Atariya Foods Retail(UK) Limited 取締役
代表取締役会長	檜垣周作	阪神酒販株式会社 代表取締役社長 HSIグローバル株式会社 代表取締役社長 株式会社フードスタンドインターナショナル 代表取締役 九州乳業株式会社 代表取締役社長 Pacific Paradise Foods,Inc. 取締役 茨城乳業株式会社 取締役 T&S Enterprises(London) Limited 取締役 S.K.Y Enterprise UK Limited 取締役 Sushi Bar Atari-Ya Limited 取締役 Atariya S.K.Y. GmbH. 取締役 株式会社ルパンコティディアンジャパン 取締役 株式会社TOMONIゆめ牧舎 取締役 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 代表取締役社長 株式会社小僧寿し 取締役 Riem Becker SAS 取締役 Atariya Foods Netherlands B.V. 取締役 Atariya Horeca B.V. 取締役 Atariya Foods Limited 取締役 株式会社アスラポート 代表取締役社長 株式会社スティルフーズ 取締役 株式会社弘乳舎 代表取締役会長 株式会社ドリームコーポレーション 代表取締役会長 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント 取締役 Atariya Foods Retail(UK) Limited 代表取締役 株式会社菊家 代表取締役会長
取締役	小林剛	株式会社アスラポート 常務取締役 株式会社小僧寿し 代表取締役社長

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取　締　役	齊　藤　隆　光	当社管理本部長 株式会社ドリームコーポレーション 取締役 茨城乳業株式会社　監査役 T&S Enterprises(London) Limited 監査役 S.K.Y Enterprise UK Limited 監査役 株式会社小僧寿し　監査役 株式会社フルッタフルッタ　取締役 九州乳業株式会社　取締役 Atariya S.K.Y. GmbH. 監査役 Sushi Bar Atari-Ya Limited 監査役 Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役 Atariya Horeca B.V. 監査役 Atariya Foods Limited 監査役 株式会社スティルフーズ　監査役 株式会社弘乳舎　代表取締役社長 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント取締役 Atariya Foods Retail(UK) Limited 監査役
取　締　役	宇　野　友三郎	大阪サニタリー株式会社　代表取締役社長 サニタリーホールディングス株式会社　代表取締役社長
常勤監査役	大　野　千　幸	阪神酒販株式会社　社外監査役
監　査　役	森　本　晃　一	公認会計士
監　査　役	阿　部　夏　朗	株式会社Y's & partners　代表取締役社長 株式会社ラクス　社外監査役
監　査　役	浅　川　　威	株式会社クールミント　代表取締役社長

(注) 1. 取締役宇野友三郎氏は、社外取締役であります。なお、当社は宇野友三郎氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役大野千幸氏、阿部夏朗氏及び浅川威氏は、社外監査役であります。
3. 監査役森本晃一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大野千幸氏、阿部夏朗氏及び浅川威氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査役については、いずれも１百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	報酬等の額
取　締　役	6名	54百万円
（うち社外取締役）	（1）	（1）
監　査　役	4	8
（うち社外監査役）	（3）	（6）
合　計	10	62

（注）1.　取締役の報酬限度額は、2007年６月22日開催の第１回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
2.　監査役の報酬限度額は、2007年６月22日開催の第１回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役宇野友三郎氏は、大阪サニタリー株式会社及びサニタリーホールディングス株式会社の代表取締役社長であります。これらの法人と当社の間には特別の関係はありません。

社外監査役大野千幸氏は、阪神酒販株式会社の社外監査役であります。なお、阪神酒販株式会社は当社の発行済株式（自己株式2,400株を除く。）の総数のうち37.40％を保有するHSIグローバル株式会社の100％親会社であります。当社は、阪神酒販株式会社から出向者の派遣を受けております。

社外監査役阿部夏朗氏は、株式会社Y’s & partnersの代表取締役社長及び株式会社ラクスの社外監査役であります。これらの法人と当社の間には特別の関係はありません。

社外監査役浅川威氏は、株式会社クールミントの代表取締役社長であります。同社と当社の間には特別の関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	取締役会（12 回開催）		監査役会（12 回開催）	
	出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率
取締役　宇　野　友三郎	11 回	91.6 %	―	―
監査役　大　野　千　幸	12 回	100.0 %	12 回	100.0 %
監査役　阿　部　夏　朗	12 回	100.0 %	12 回	100.0 %
監査役　浅　川　　威	12 回	100.0 %	12 回	100.0 %

（注）
1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 取締役宇野友三郎氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督することでコーポレート・ガバナンス強化に寄与するとともに、当社の経営全般に助言を述べております。
3. 監査役大野千幸氏は、主に出身分野である金融とコーポレートファイナンスに関しての豊富な知識と見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
4. 監査役阿部夏朗氏は、企業経営者としての豊富な経験と見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
5. 監査役浅川威氏は、シカゴ大学経営大学院修士課程を修了した企業経営者であり、企業経営者及びMBA資格保有者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　至誠清新監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当社の会計監査人評価及び選定基準に照らし、同監査法人が、今後さらなる業容拡大が見込まれる海外事業の監査業務において十分に対応できる専門性を有しており、また国際税務に精通していること等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社及び子会社（アスラポート・ダイニンググループ）の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、アスラポート・ダイニンググループのコンプライアンス・ポリシー（企業行動基準、企業行動憲章等）を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

ロ．アスラポート・ダイニンググループの役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うなどにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

ハ．これらの遵守状況をチェックし、遵守を保証するための仕組みとして、コンプライアンス管理規程に従い、コンプライアンス担当役員を置き、「コンプライアンス委員会」を定期的に開催する。

ニ．コンプライアンス委員会は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、これを実施する。

ホ．アスラポート・ダイニンググループの役職員が利用できる内部通報制度（ヘルプライン）を運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る情報については、法令、取締役会規程及び文書管理規程に従い、適切に保存し、管理する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．アスラポート・ダイニンググループ全体のリスクを管理するため、リスクマネジメント規程に従い、リスクマネジメント担当役員を置き、「リスクマネジメント委員会」を定期的に開催する。

ロ．各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の最上級職位は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．中期事業（経営）計画を定め、アスラポート・ダイニンググループ及び会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに事業目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするものとする。取締役については、報酬の一部に業績に連動した報酬（ストック・オプションを含む）を導入する等により職務執行責任をより明確にする。

ロ．各事業部門において業績目標とその結果の評価方法を明確化し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。
ハ．意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、経営に関する会議体を必要に応じて設置して合議制により慎重な意思決定を行う。
ニ．グループ経営会議を定期的に開催し、情報共有を図るとともに、グループ全体での経営戦略、財務戦略、人事戦略などの協議を行う。

⑤　その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ内取引については、常設の審査部門を設置し、これを審査するものとする。

⑥　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
イ．子会社管理の担当部署を設置し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
ロ．子会社管理規程に従い、子会社に対し、一定の重要事項についての定期的な報告を義務付ける。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき使用人として、監査役室を置き、必要な人員を配置する。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ．監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を受けるものとする。
ロ．コンプライアンス管理規程に従い、内部通報制度（ヘルプライン）を利用することにより、役職員が報告できる体制を整備する。

⑩　子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

イ．監査役は、子会社の取締役会または重要な会議に出席し、子会社の役職員からの重要事項の報告を受けるものとする。

ロ．コンプライアンス管理規程に従い、内部通報制度（ヘルプライン）を利用することにより、子会社の役職員が報告できる体制を整備する。

⑪　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス管理規程に従い、内部通報制度（ヘルプライン）を利用することにより、子会社の役職員が監査役へ報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこと及び当該報告者の個人情報を保護する体制を整備する。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

ロ．代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また各部門と監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）において、その基本方針に基づき次の具体的な取り組みを行っております。

①　主な会議の開催状況として、取締役会を12回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が１回を除く全ての会議に出席いたしました。その他、会社法第370条の方法による取締役会決議は29回、監査役会は12回、経営会議は毎週１回、リスクマネジメント委員会は４回、コンプライアンス委員会は１回開催いたしました。

②　監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、常勤監査役である大野千幸氏が毎週開催される経営会議に出席して意見を述べるほか、各監査役が当社代表取締役会長、代表取締役社長及びその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③　内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。その一環として安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、経営上可能な限り最大の範囲で配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、新たな出店や既存店の改装などの設備投資資金や新ブランドの開発等に活用していく方針です。

その中で、当社は業績が順調に推移しており、経営体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な収益基盤が確立されたと判断できたことから、株主の皆様への積極的な利益還元を実施するため、当連結会計年度より、安定的な配当を実施していく方針といたします。

当期末の配当金につきましては、１株につき４円といたします。次期の配当につきましても、引き続き上記方針に基づき実施する予定であり、年間配当金として１株につき４円を予定しております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	１株当たり配当額 (円)
2018年５月14日 取締役会決議	123,577	4

連結貸借対照表

(2018年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**15,026,168**	**流動負債**	**15,730,940**
現金及び預金	5,777,198	支払手形及び買掛金	3,706,359
受取手形及び売掛金	5,077,013	短期借入金	3,802,137
商品及び製品	1,326,756	1年内返済予定の長期借入金	4,797,727
仕掛品	37,071	リース債務	47,611
原材料及び貯蔵品	575,059	未払法人税等	265,611
繰延税金資産	320,441	繰延税金負債	3,657
短期貸付金	346,562	賞与引当金	44,839
その他	1,792,688	店舗閉鎖損失引当金	31,241
貸倒引当金	△226,623	資産除去債務	37,518
固定資産	**19,731,364**	その他	2,994,234
有形固定資産	**8,300,855**	**固定負債**	**9,801,133**
建物及び構築物	2,689,981	長期借入金	6,788,445
機械装置及び運搬具	1,224,208	リース債務	84,330
土地	3,733,809	繰延税金負債	661,562
リース資産	130,230	債務保証損失引当金	66,164
建設仮勘定	28,739	退職給付に係る負債	521,333
その他	493,886	資産除去債務	347,464
無形固定資産	**4,972,556**	その他	1,331,831
のれん	4,853,882	**負債合計**	**25,532,073**
その他	118,674	**純資産の部**	
投資その他の資産	**6,457,951**	**株主資本**	**8,869,435**
投資有価証券	4,899,492	**資本金**	**2,910,363**
長期貸付金	194,736	**資本剰余金**	**3,378,740**
繰延税金資産	17,725	**利益剰余金**	**2,581,759**
その他	2,166,382	**自己株式**	**△1,428**
貸倒引当金	△820,385	**その他の包括利益累計額**	**△195,297**
		その他有価証券評価差額金	**△1,541**
		繰延ヘッジ損益	**20**
		為替換算調整勘定	**△190,069**
		退職給付に係る調整累計額	**△3,707**
		新株予約権	**6,680**
		非支配株主持分	**544,641**
		純資産合計	**9,225,459**
資産合計	**34,757,533**	**負債及び純資産合計**	**34,757,533**

連結損益計算書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		42,996,961
売上原価		29,412,442
売上総利益		13,584,519
販売費及び一般管理費		12,503,666
営業利益		1,080,853
営業外収益		
受取利息	30,231	
受取配当金	1,510	
為替差益	53,258	
その他	129,632	214,633
営業外費用		
支払利息	150,877	
持分法による投資損失	41,055	
貸倒引当金繰入額	106,803	
支払手数料	84,111	
その他	25,456	408,304
経常利益		887,182
特別利益		
固定資産売却益	24,115	
出資金返還益	45,000	
債務免除益	55,377	
負ののれん発生益	175,543	
その他	41,295	341,332
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	15,706	
減損損失	138,285	
店舗閉鎖損失	31,653	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	27,228	
災害による損失	43,994	
その他	13,933	270,802
税金等調整前当期純利益		957,711
法人税、住民税及び事業税	311,281	
法人税等調整額	△246,615	64,666
当期純利益		893,044
非支配株主に帰属する当期純利益		50,018
親会社株主に帰属する当期純利益		843,025

連結株主資本等変動計算書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,910,363	2,881,267	1,751,314	△1,428	7,541,517
当期変動額					
新株の発行	—	462,893	—	—	462,893
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	843,025	—	843,025
持分法の適用範囲の変動	—	—	△12,580	—	△12,580
合併による増加	—	34,579	—	—	34,579
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	497,472	830,445	—	1,327,918
当期末残高	2,910,363	3,378,740	2,581,759	△1,428	8,869,435

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	63,440	—	△233,444	—	△170,004	6,680	337,751	7,715,945
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	462,893
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	843,025
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	—	—	—	△12,580
合併による増加	—	—	—	—	—	—	—	34,579
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△64,982	20	43,375	△3,707	△25,293	—	206,889	181,596
当期変動額合計	△64,982	20	43,375	△3,707	△25,293	—	206,889	1,509,514
当期末残高	△1,541	20	△190,069	△3,707	△195,297	6,680	544,641	9,225,459

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年５月11日

株式会社アスラポート・ダイニング
　取締役会　御中

至誠清新監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　高　砂　晋　平　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　宇田川　和　彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アスラポート・ダイニングの2017年4月1日から2018年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2018年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,773,097**	**流動負債**	**6,915,134**
現金及び預金	1,178,878	買掛金	365,662
売掛金	449,666	短期借入金	2,500,000
商品	35,534	1年内返済予定の長期借入金	3,480,325
原材料	4,539	未払金	124,145
貯蔵品	940	未払費用	33,805
前払費用	65,003	未払法人税等	70,185
短期貸付金	467,849	前受金	242,528
繰延税金資産	11,723	預り金	5,746
未収入金	100,517	資産除去債務	12,068
その他	610,978	その他	80,666
貸倒引当金	△152,533	**固定負債**	**4,346,638**
固定資産	**16,132,489**	長期借入金	4,113,806
有形固定資産	**572,286**	長期未払金	4,244
建物	408,691	長期割賦未払金	150,599
工具、器具及び備品	113,737	資産除去債務	18,703
リース資産	43,411	その他	59,284
建設仮勘定	6,445	**負債合計**	**11,261,772**
無形固定資産	**10,190**	**純資産の部**	
ソフトウェア	10,190	**株主資本**	**7,637,280**
投資その他の資産	**15,550,013**	**資本金**	**2,910,363**
投資有価証券	695,420	**資本剰余金**	**3,442,920**
関係会社株式	13,086,882	資本準備金	3,073,257
長期貸付金	1,445,293	その他資本剰余金	369,663
敷金及び保証金	248,044	**利益剰余金**	**1,285,425**
繰延税金資産	16,976	その他利益剰余金	1,285,425
その他	65,687	繰越利益剰余金	1,285,425
貸倒引当金	△8,290	**自己株式**	**△1,428**
		評価・換算差額等	**△145**
		その他有価証券評価差額金	△145
		新株予約権	**6,680**
		純資産合計	**7,643,815**
資産合計	**18,905,587**	**負債及び純資産合計**	**18,905,587**

損 益 計 算 書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		4,478,990
売上原価		3,035,533
売上総利益		1,443,457
販売費及び一般管理費		1,141,013
営業利益		302,444
営業外収益		
受取利息	30,845	
受取配当金	1,436	
その他	2,106	34,388
営業外費用		
支払利息	102,945	
貸倒引当金繰入額	88,216	
支払手数料	78,630	
為替差損	2,211	
その他	3,363	275,368
経常利益		61,463
特別損失		
減損損失	91,868	91,868
税引前当期純損失		30,404
法人税、住民税及び事業税	42,967	
法人税等調整額	△25,327	17,639
当期純損失		48,043

株主資本等変動計算書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,910,363	2,610,363	369,663	2,980,026	1,333,468	1,333,468
当期変動額						
新株の発行	―	462,893	―	462,893	―	―
当期純損失	―	―	―	―	48,043	48,043
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	462,893	―	462,893	△43,043	△48,043
当期末残高	2,910,363	3,073,257	369,663	3,442,920	1,285,425	1,285,425

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,428	7,222,431	70,354	70,354	6,680	7,299,465
当期変動額						
新株の発行	―	462,893	―	―	―	462,893
当期純損失	―	48,043	―	―	―	48,043
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	△70,499	△70,499	―	△70,499
当期変動額合計	―	414,849	△70,499	△70,499	―	344,349
当期末残高	△1,428	7,637,280	△145	△145	6,680	7,643,815

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年５月11日

株式会社アスラポート・ダイニング
　取締役会　御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　高　砂　晋　平　㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　宇田川　和　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アスラポート・ダイニングの2017年４月１日から2018年３月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年５月18日

株式会社アスラポート・ダイニング　監査役会

常勤監査役　大　野　千　幸　㊞

監　査　役　森　本　晃　一　㊞

監　査　役　阿　部　夏　朗　㊞

監　査　役　浅　川　　威　㊞

（注）　監査役大野千幸、阿部夏朗及び浅川威の３氏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　当社とジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社との株式交換契約締結の件

当社とジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社（以下「JFLA」といいます。）とは、2018年３月16日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、JFLAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約の締結についてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案を承認いただきますと、JFLAの普通株式（以下「JFLA株式」といいます。）は、本株式交換の効力発生日（2018年８月１日）に先立つ2018年７月27日に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部において上場廃止となる予定です。

１．本株式交換の目的

当社グループは、当社と連結子会社20社及び関連会社３社で構成されており、2013年度より「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げ、外食（販売）事業から流通及び生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。販売事業においては、フランチャイズ加盟店もしくはフランチャイズ本部として、「牛角」「どさん子」等の外食フランチャイズを中心に、全国で820店舗（2018年３月31日現在）展開している飲食店の運営を行っており、流通事業においては、主に欧州や米国において食料品の卸、加工卸、仕入販売及び輸入販売を行っており、食品生産事業においては、牛乳、乳製品、小麦粉調製品等の製造販売の他、牧場の運営も行っております。現在、「食のバリューチェーンを構築する」という目標を達成するため、「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化への取り組み」の各課題へ積極的に取り組み、当社グループの事業規模の拡充に努めております。

一方、JFLAグループは、JFLAと連結子会社15社及び持分法適用関連会社３社で構成され、食品類・酒類事業、輸入食品類・酒類販売事業及び国内食品類・酒類卸売事業等を営んでおります。食料品・酒類事業においては、醤油・調味料、清酒、漬物及び飲料等の製造販売を行っており、輸入食品類・酒類販売事業においては、主に欧州等からフランス料理等の食材やワイン等の輸入販売を行っており、国内食品類・酒類卸売事業においては、主に、業務用総合食品及び医療・介護用食品の卸売を行っております。現在、JFLAグループ全体として、新商品の開発・導入、既存顧客の深耕、輸出の拡大とともに、更なるコスト削減にも取り組んでおります。

2015年６月、円安等を原因とする原材料の価格上昇及び人件費及び物流コストの上昇が経営課題となっていた両社は、業務資本提携契約を締結し、国内におけ

る両社グループの事業基盤を活用した販路の拡大及び営業力の強化、両社グループの食品製造機能を活用したＰＢ商品及びオリジナル商品の共同開発、海外事業のための輸出入及び現地での展開に関する協業等を図ってまいりました。その後も両社は業務面・資本面において提携関係を強化してまいりましたが、依然として先行き不透明な経済環境が継続しており、食品関連業界における消費者の節約志向に加えて原材料の価格上昇及び人件費及び物流コストの上昇に改善の兆しが見えない中で、両社が将来にわたって成長し、社会に貢献していくためには、従来以上にグループ会社の強みを引き出し、総合力をより高めていくことが急務となっております。またJFLAの経営再建に必要な設備投資の資金を確保するためには、本株式交換が必須であり、両社で協議を重ねた結果、2018年３月16日に本株式交換契約の締結に至りました。

２．株式交換契約の内容の概要

当社がJFLAとの間で締結した本株式交換契約の内容は、以下のとおりでございます。

株式交換契約書（写）

株式会社アスラポート・ダイニング（住所：東京都品川区西五反田一丁目３番８号。以下「甲」という。）及びジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社（住所：香川県小豆郡小豆島町苗羽甲1850番地。以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得するものとする。

第２条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

１．甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載された乙の株主（但し、甲を除く。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に0.9を乗じて得られる数（但し、１株に満たない端数が生じた場合はこれを控除する。）の甲の普通株式を交付する。

２．甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の株主名簿に記載された乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式0.9株を割当てる。

３．甲は、本株式交換に際して、割当てる株式の数に１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

第３条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金　　０円

(2) 資本準備金　会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額

(3) 利益準備金　０円

第４条（乙の新株予約権の取扱い）

乙は、基準時までに、乙の発行している第３回新株予約権及び第４回新株予約権の全部を無償で取得の上、これを消却する。

第５条（乙の自己株式の取扱い）

乙は、基準時において乙が所有している自己株式（会社法第785条第１項に定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を、第６条に規定する効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時に消却する。

第６条（効力発生日）

１．本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2018年８月１日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

２．前項但し書に従って効力発生日を変更する場合には、会社法第790条に従うものとする。

第７条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日までにそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第８条（剰余金の配当）

１．甲は、2018年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式１株につき４円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

２．甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第９条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第７条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

2018年３月16日

甲　東京都品川区西五反田一丁目３番８号
株式会社アスラポート・ダイニング
代表取締役社長　森下　將典　㊞

乙　香川県小豆郡小豆島町苗羽甲1850番地
ジャパン・フード＆リカー・アライアンス株式会社
代表取締役社長　檜垣　周作　㊞

３．会社法施行規則第193条に掲げる事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	JFLA (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.9
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式11,037,480株	

(注) 1. 本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）
JFLA株式１株に対して、当社の普通株式0.9株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するJFLA株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付する株式数
当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がJFLA株式（ただし、当社が保有するJFLA株式を除きます。）の全てを取得する直前時（以下「基準時」といいます。）におけるJFLA株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有するJFLA株式に代えて、その保有するJFLA株式の数の合計に0.9を乗じて得た数の当社株式を交付いたします。
なお、JFLAは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するJFLAの取締役会決議により、JFLAが保有する自己株式及び基準時の直前時までにJFLAが保有することとなる自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前時をもって消却する予定です。
また、当社が交付する株式は、新たに発行する普通株式にて充当する予定です。なお、当社の交付する株式数は、JFLAの自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い
本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるJFLA株主の皆様については、当社の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）
会社法第194条第１項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）
会社法第192条第１項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

4. １株に満たない端数の処理
本株式交換に伴い、当社株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなるJFLA株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

②本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により、当社の完全子会社となるJFLAの発行する全ての新株予約権については、2018年６月26日に開催予定のJFLAの臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換の効力発生日の前日までに全て放棄される予定です。なお、JFLAは新株予約権付社債を発行しておりません。

③剰余金の配当に関する取扱い

当社及びJFLAは、当社が、2018年３月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、当社株式１株当たり４円を限度として剰余金の配当を行うことができること、及び、これを除いては、当社及びJFLAは、2018年3月16日以降、本株式交換の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本株式交換の効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除きます。）の決議を行ってはならない旨を合意しております。

④本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア)割当ての内容の根拠及び理由

2015年６月の業務資本提携締結以降、両社は業務面・資本面において提携関係を強化してまいりましたが、依然として先行き不透明な経済環境が継続しており、食品関連業界における消費者の節約志向に加えて原材料の価格上昇及び人件費及び物流コストの上昇に改善の兆しが見えない中で、両社が将来にわたって成長し、社会に貢献していくためには、従来以上にグループ会社の強みを引き出し、総合力をより高めていくことが急務となっております。従来より実施しておりました両社での協業体制及び資本政策の在り方等に関する議論を経て、2017年９月頃、当社より本株式交換についてJFLAに申し入れました。

当社は、下記(エ)「公正性を担保するための措置」及び(オ)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、当社の第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして阿部・井窪・片山法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

一方、JFLAは、当社からの提案を受け、下記(エ)「公正性を担保するための措置」及び(オ)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、JFLAの第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を、法務アドバイザーとして中之島中央法律事務所をそれぞれ選定し、当社からの本株式交換に関する提案の検討を開始いたしました。

その後、当社とJFLAは、両社で本株式交換の目的、割当比率等について、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。

当社においては、下記(エ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるSMBC日興証券から取得した株式交換比率に関する算定書及び法務アドバイザーである阿部・井窪・片山法律事務所からの助言等を踏まえて、取締役会で慎重に協議・検討した結果、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するとの判断し、2018年３月16日に開催された取締

役会にて本株式交換の株式交換比率を、下記(オ)(ⅰ)「当社における、利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認」に記載の方法により決議いたしました。

一方、JFLAにおいては、下記(エ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定書及び法務アドバイザーである中之島中央法律事務所からの助言、並びに、下記(オ)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社との間で利害関係を有しない第三者委員会から受領した答申書等を踏まえて、取締役会で慎重に協議・検討した結果、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率は、下記(イ)「算定に関する事項」に記載のとおり、市場株価法に基づく株式交換比率の算定レンジの範囲内であり、かつディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく株式交換比率の算定レンジの範囲内であって、その内容が合理的なものであると認められる2018年３月14日付のAGSコンサルティングの株式交換比率に関する算定書等に照らして合理的な水準であることから、JFLA株主の皆様の利益に資するとの判断し、2018年３月15日に開催された取締役会にて本株式交換の株式交換比率を、下記(オ)(ⅲ)「JFLAにおける、利害関係を有する取締役を除く取締役（監査等委員を含む）全員の承認」に記載の方法により決議いたしました。

(イ)算定に関する事項

(ⅰ)算定機関の名称及び上場会社との関係

当社の第三者算定機関であるSMBC日興証券及びJFLAの第三者算定機関であるAGSコンサルティングはいずれも、当社及びJFLAから独立した算定機関であり、当社及びJFLAの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ⅱ)算定の概要

SMBC日興証券は、当社及びJFLAについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用し算定を行いました。

上記各評価方法によるJFLAの普通株式１株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用方法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.76～0.97
DCF法	0.53～0.97

市場株価法では、両社について、2018年３月14日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日以前の１ヶ月間（2018年２月15日から2018年３月14日まで）、３ヶ月間(2017年12月15日から2018年３月14日まで)、６ヶ月間（2017年９月15日から2018年３月14日まで）の、当社は東京証券取引所JASDAQ（以下「JASDAQ」といいます。)、JFLAは東京証券取引所市場第二部における株価の終値単純平均値を採用しました。DCF法では、算定の前提とした当社側

の財務予測では、販売事業における出店強化、原価低減及びM&A等と流通事業における欧州での高級店向けの高付加価値商品の拡販等の効果により、2019年３月期（前期比＋423百万円）と2020年３月期（前期比＋482百万円）に大幅な増益を見込んでおります。また、算定の前提としたJFLA側の財務予測では、業務用商品の顧客開拓、家庭用商品の高付加価値商品の製造販売及びコンセプトショップ展開等の効果により、2019年９月期（前期比＋207百万円）と2021年９月期（前期比＋234百万円）に大幅な増益を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

SMBC日興証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMBC日興証券の株式交換比率の算定は、2018年３月14日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びJFLAの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、SMBC日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

当社は、SMBC日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、SMBC日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

一方、AGSコンサルティングは、当社及びJFLAについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

上記各評価方法によるJFLAの普通株式１株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.72～0.97
DCF法	0.60～0.99

市場株価法では、両社について、2018年３月14日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の１ヶ月間（2018年２月15日から2018年３月14日まで）、３ヶ月間（2017年12月15日から2018年３月14日まで）、６ヶ月間（2017年９月15日から2018年３月14日まで）の、当社はJASDAQ、JFLAは東京証券取引所市場第二部における株価の終値単純平均値を採用しました。DCF法では、当社側については、当社から提出された2018年３月期から2021年

３月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、割引率は5.18％から5.78％を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を０％として算定しております。また、JFLA側については、JFLAから提出された2018年９月期から2021年９月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、割引率は3.81％から4.41％を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を０％として算定しております。算定の前提とした当社側の財務予測では、販売事業における出店強化、原価低減及びM&A等と流通事業における欧州での高級店向けの高付加価値商品の拡販等の効果により、2019年３月期（前期比＋472百万円）と2020年３月期（前期比＋401百万円）に大幅な増益を見込んでおります。また、算定の前提としたJFLA側の財務予測では、業務用商品の顧客開拓、家庭用商品の高付加価値商品の製造販売及びコンセプトショップ展開等の効果により、2019年９月期（前期比＋208百万円）と2021年９月期（前期比＋234百万円）に大幅な増益を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

AGSコンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMBC日興証券の株式交換比率の算定は、2018年３月14日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びJFLAの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、AGSコンサルティングが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

JFLAは、AGSコンサルティングより、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、AGSコンサルティングによる上記算定結果の合理性を確認しております。

(ウ)上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2018年８月１日）をもって、JFLAは当社の完全子会社となり、JFLA株式は2018年７月27日付で上場廃止（最終売買日は2018年７月26日）となる予定です。上場廃止後は、JFLA株式を東京証券取引所市場第二部において取引をすることができなくなります。

JFLA株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりJFLA株主の皆様に割り当てられる当社株式は東京証券取引所JASDAQに上場されており、本株

式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、JFLA株式を112株以上保有し本株式交換により当社株式の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受けるJFLA株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において112株未満のJFLA株式を保有するJFLA株主の皆様には、当社株式の単元株式数である100株に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」(注)３「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い１株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」(注)４「１株に満たない端数の処理」をご参照ください。なお、JFLA株主の皆様は、最終売買日である2018年７月26日（予定）までは、東京証券取引所市場第二部において、その保有するJFLA株式を従来どおり取引することができます。

(エ)公正性を担保するための措置

当社及びJFLAは、当社が、既にJFLA株式8,841,914株（発行済株式総数21,105,781株に占める割合にして41.89%）を保有していることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。なお、JFLAは、当社の主要取引銀行である株式会社東京スター銀行（以下「東京スター銀行」といいます。）内の投資銀行部との間でアドバイザー業務委託契約を締結しておりますが、JFLAが東京スター銀行に委託した業務は、本株式交換の条件交渉に至る前の段階においては、当社からの経営統合の提案内容を精査するための支援業務及びAGSコンサルティングによる財務デュー・デリジェンス業務や株価算定業務における面談の設定や質疑応答の支援業務も含まれていましたが、本株式交換の条件交渉が始まってからは、過去における同種事例の客観的情報に関する資料作成支援と関係当事者及び関係諸機関との会議に随行し、これまでの検討状況の説明を担う連絡業務に限定されているため、JFLAの取締役会における本株式交換に関する検討と意思決定の内容について東京スター銀行からの影響は受けておらず、かつ、東京スター銀行内において当社と取引関係にある融資担当部署と投資銀行部の間に情報遮断のための措置を講じているため、本株式交換の公正性を阻害するものではないと考えております。

(ⅰ)独立した第三者算定機関からの算定書

当社は、当社株主のために、当社及びJFLAから独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券を選定し、2018年３月14日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、SMBC日興証券か

ら本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。一方、JFLAは、JFLA株主のために、当社及びJFLAから独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングを選定し、2018年３月14日付で、株式交換比率に関する算定書等を取得しました。算定書等の概要は上記(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、JFLAは、AGSコンサルティングから、本株式交換の株式交換比率がJFLAの株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ⅱ)独立した法律事務所からの助言

当社は、法務アドバイザーとして、阿部・井窪・片山法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、阿部・井窪・片山法律事務所は、当社及びJFLAから独立しており、当社及びJFLAとの間に重要な利害関係を有しません。

一方、JFLAは、法務アドバイザーとして、中之島中央法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、中之島中央法律事務所は、当社及びJFLAから独立しており、当社及びJFLAとの間に重要な利害関係を有しません。

(オ)利益相反を回避するための措置

本株式交換は、既にJFLA株式8,841,914株（発行済株式総数21,105,781株に占める割合にして41.89%）を保有している当社がJFLAを完全子会社化するものであり、利益相反関係が存在することから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

(ⅰ)当社における、利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、代表取締役会長である檜垣周作氏は、JFLAの代表取締役社長を兼務しておりますので、利益相反を回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、本株式交換に係る協議・交渉にも参加しておりません。

2018年３月16日開催の当社の取締役会には、上記１名の取締役を除く当社の取締役全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本株式交換を承認する旨の決議をしております。また、上記取締役会には、当社の監査役全員が出席し、出席監査役全員が、本株式交換の承認について異議がない旨の意見を述べております。

(ⅱ)JFLAにおける、独立した第三者委員会からの答申書の取得

JFLAは、2018年１月25日、本株式交換がJFLAの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、JFLA社外取締役（監査等委員）である香本明彦氏に加え、当社およびJFLAとの間で利害関係を有しない、独立した外部の有識者である西田法律事務所　弁護士　西田章氏及び中田公認会計士事務所　公認会計士　中田貴夫氏の３名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置

し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対して、(a)本件取引の目的の合理性（JFLAの企業価値の向上に資するといえるか）、(b)本件取引における株式交換条件の公正性（株式交換比率の妥当性を含む）、(c)本件取引の手続面の公正性（本件取引の決定が公正な手続を通じて行われ、当社以外のJFLAの株主（以下「少数株主」という。）が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされているか）、(d)上記(a)、(b)及び(c)その他の事項を前提に、本件取引がJFLAの少数株主にとって不利益なものでないといえるかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、2018年１月25日から2018年３月13日までに、会合を合計９回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関して、慎重に検討を行いました。

第三者委員会は、これらの検討に当たり、JFLA等の本件関係者から、本株式交換の意義・目的、本株式交換に至る背景、本株式交換の諸条件、JFLAの本株式交換に対する考え方、JFLAにおける検討・意思決定のプロセス、当社との間の交渉の方針・進捗状況、JFLAの少数株主の状況、JFLAの事業計画等に関する説明を受けており、また、AGSコンサルティングから本株式交換比率の評価に関する説明を受けているほか、当社より、本株式交換の意義・目的、本株式交換に至る背景、当社の事業計画等について説明を受けております。さらに、第三者委員会は、JFLAの法務アドバイザーである中之島中央法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置及び本株式交換に係るJFLAの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。

その結果、第三者委員会は、2018年３月15日付で、上記(a)に関しては、本株式交換を実施することにより、JFLAは、財務基盤の強化により、信用力の向上及び安定的な事業運営が可能になるだけでなく、当社グループとの商品共同開発等を通じ、既存取引先への更なる販売拡大や未取引先への商品導入等による販売量の増加や、当社グループの在外拠点を通じた輸出の拡大も期待できるといったメリットがあり、かつ、JFLAと当社の両社グループ全体としても、更なる成長や事業規模の拡充が認められるとの説明に不合理な点はなく、相応の実現可能性の存在が窺われるため、本株式交換は、JFLAの企業価値の向上に資すると認められ、上記(b)に関しては、本株式交換の条件を巡る交渉過程について、JFLAは、JFLA株主の経済的利益を確保するべく粘り強く交渉を行ったものと認めることができ、AGSコンサルティングによるJFLA及び当社の株価算定は、市場株価法及びDCF法に基づく株価算定の実務上、一般に認められた手法を用いたものであり、これを逸脱するような要素は見当たらず、AGSコンサルティングによる株式交換比率算定の結果に照らして、本株式交換の交換比率は、評価基準日（2018年３月14日）終値の市場株価における交換比率に対して一定のプレミアムが付されているだけでなく、市場株価法に基づく算定結果の中央値を超え、かつ、DCF法に基づく算定結果の中央値も大きく上回るものであり、JFLAにとって不利益なものではなく、DCF法による株価算定の基礎とされたJFLA及び当社の事業計画の確定に至

るまでの過程についても（なお、JFLAは、事業計画の策定において、株式会社経営共創基盤の支援を受けており、株式会社経営共創基盤は、当社の事業計画の策定にも助言を行なっていることから、その関与がJFLA又は当社の事業計画の内容の客観性に影響を与えなかったかどうかが一応は問題となるが、JFLAは、株式会社経営共創基盤の助言を受けた事業計画をそのままDCF法の基礎としているわけではなく、DCF法の算定においては、AGSコンサルティングによる独自の分析に基づき、JFLAの事業計画についての上振れ要因及び当社の事業計画についての下振れ要因についての追加的な考慮がなされている）、両計画の内容の客観性を疑わせるような特段の事情は見当たらないことから、本株式交換の条件の公正性を否定すべき事情は認められず、上記(c)に関しては、JFLAにおける検討・交渉チームのメンバーからは、利益が相反する者が排除されており、同チームは、当社との交渉において、法律面では、リーガル・アドバイザーである中之島中央法律事務所からの専門的助言を受けられる環境の下で、財務分析面では、第三者算定機関であるAGSコンサルティングからの専門的助言を適時に受けながら検討し、意思決定を行ってきた経緯が認められるため、株式交換の決定手続の公正性を否定すべき事情は認められず、JFLAの少数株主が受けるべき利益が損なわれることがないよう配慮はなされていると認められ（なお、当社の主要取引銀行である東京スター銀行の投資銀行部は、JFLAからアドバイザリー業務を受託しているが、その受託業務の範囲は、少なくとも、本株式交換の条件交渉が始まってからは、文書作成及び事務連絡に関する履行補助者的な業務に止まるものであり、かつ、情報隔離措置も講じられているため、JFLAが、本株式交換の検討及び決定の過程において、当社側関係者（主要取引銀行を含む）からの不当な影響を受けた形跡は認められない）、上記(d)に関しては、上記(a)、(b)及び(c)に関する検討結果を総合的に判断した結果、本株式交換に関するJFLAの決定がJFLAの少数株主にとって特に不利益なものであると考えるべき事象は認められない旨の答申書をJFLAの取締役会に対して提出しております。

(ⅲ)JFLAにおける、利害関係を有する取締役を除く取締役（監査等委員を含む）全員の承認

JFLAの取締役のうち、代表取締役社長である檜垣周作氏は当社の代表取締役会長を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、JFLAの取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、本株式交換に係る協議・交渉にも参加しておりません。

2018年３月15日開催のJFLAの取締役会には、上記１名の取締役を除くJFLAの取締役（監査等委員を含む）全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本株式交換を承認する旨の決議をしております。

(2) 本株式交換により株式交換完全親会社において増加する資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により当社において増加する資本金及び準備金の額については以下のとおりです。かかる資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

資本金の額　０円

資本準備金の額　会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額

利益準備金の額　０円

(3) 株式交換完全親会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権者に対して交付する株式交換完全親会社の新株予約権の相当性に関する事項

該当事項はありません。

(4) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等

JFLAの最終事業年度（2016年10月１日から2017年９月30日まで）に係る計算書類の内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://asrapport-dining.com/）に記載しております。

(5) 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①剰余金の配当

当社は、2018年５月14日の取締役会において、以下のとおり剰余金の配当を行うことを決議しております。

基準日	2018年３月31日
１株当たり配当金	４円00銭
配当金総額	123百万円
効力発生日	2018年６月29日
配当原資	利益剰余金

②連結子会社による事業譲受

当社の連結子会社である株式会社十徳が株式会社ジェイアンドジェイの海鮮居酒屋事業を2018年６月21日付で譲り受ける予定です。譲り受ける事業の概要は、以下のとおりです。

(ア)経営成績（2018年２月期）

売上高	4,609百万円
経常損失	128百万円

（イ）事業の資産、負債の項目及び金額（2018年２月28日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	261百万円	流動負債	361百万円
固定資産	1,470百万円	固定負債	678百万円
合計	1,731百万円	合計	1,039百万円

(6) 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

JFLAは、2018年３月16日付で、当社を株式交換完全親会社とし、JFLAを株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記２.「株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

以上

第２号議案　定款一部変更の件

第１号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、以下のとおり、定款の一部変更をお願いするものであります。

１．提案の理由

(1) 商号の変更

第１号議案が承認可決された場合、当社を株式交換完全親会社、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社（以下「JFLA」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に伴い、当社グループの事業領域をさらに進化・拡大させ、当社グループがグローバルリーディングカンパニーとして名実ともに持続的な成長を果たすため、本株式交換の効力発生日である2018年８月１日付にて現行定款第１条に定める商号を変更するものであります。

(2) 目的の変更

本件株式交換に伴い、当社グループ及びJFLAグループの事業の現状に即し、目的事項の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、本株式交換の効力発生日である2018年８月１日付にて現行定款第２条に定める目的について、所要の変更を行うものであります。

(3) 本店所在地の変更

本件株式交換に伴い、グループ会社相互の連携の強化と業務効率向上のため、2018年７月１日付にて現行定款第３条に定める本店の所在地について、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　更　案
（商　号） 第１条　当会社は、株式会社アスラポート・ダイニングと称し、英文では、AsrapportDining Co.,Ltd.と表示する。	（商　号） 第１条　当会社は、株式会社JFLAホールディングスと称し、英文では、JFLA Holdings Inc. と表示する。

現　行　定　款	変　更　案
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導育成	(1) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導育成
(2) 食料品、酒類、乳製品類、調味料及び清涼飲料水の輸出入、製造、販売	(2) 食料品、酒類、乳製品類、アイスクリーム、氷菓、健康食品、食品添加物、飼料、飼料添加物菓子、調味料、飲料及び茶の輸出入、製造、加工及び売買並びにそれらの原材料、米、穀物、果実、薬品の輸出入及び売買
（新　設）	(3) 醗酵工業品、医薬品、医薬部外品、試薬、化粧品の製造、輸出入及び売買
（新　設）	(4) 食器、調理器具、衣料品の製造及び販売並びに日用雑貨品、服地・敷物・その他の繊維製品、服飾雑貨、玩具、健康機器の輸出入及び売買
（新　設）	(5) 事務用機器、荷役機械、輸送用機器、医療機器、美容機器、自動販売機器、通信機器、娯楽機器・設備、理化学機器、産業用機械器具、電気機械器具、食品製造・加工用機械器具、冷凍用機器及びそれらの部品の輸出入、売買及び賃貸
(3) 弁当の製造販売及びケータリングサービス	(6) 弁当の製造販売及びケータリングサービス
(4) 玩具、菓子類、各種パン、調理食品の企画製造及び販売	(7) 玩具、菓子類、各種パン、調理食品の企画製造、輸出入及び販売

現　行　定　款	変　更　案
(5) 宝石、貴金属、時計、絵画、美術工芸並びに家具の輸入及び販売	(8) 宝石、貴金属、時計、絵画、美術工芸並びに家具、インテリアの輸出入及び販売
(6) 飲食店の店舗内の厨房機器、調理器具、什器備品並びに建具・家具等の内装設備の賃貸及び販売並びに飲食店の営業権の売買	(9) 飲食店の店舗内の厨房機器、調理器具、什器備品並びに建具・家具等の内装設備の賃貸及び販売並びに飲食店の営業権の売買
(7) POS レジスターに関する機器・システムの無店舗販売及びレンタル事業	(10) POS レジスターに関する機器・システムの無店舗販売及びレンタル事業
(8) 飲食店の経営	(11) 飲食店の経営
(9) カルチャー教室の経営	(12) カルチャー教室及び料理教室の経営
(10) リサイクルショップの経営	(13) リサイクルショップの経営
(11) 食料品販売及び飲食店経営に関するコンサルティング業並びにその育成事業	(14) 企業経営、食料品販売及び飲食店経営に関するコンサルティング業並びにその育成事業
(12) 各種イベント及びパーティーの企画、製作、演出、プロデュース	(15) 各種イベント及びパーティーの企画、製作、演出、プロデュース
(13) 企業の合併、業務提携、営業譲渡、有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋	(16) 企業の合併、業務提携、営業譲渡、有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋
(14) 有価証券の保有、管理、運用及び売買	(17) 有価証券の保有、管理、運用及び売買
(15) 宅地建物取引業及び不動産鑑定業	(18) 宅地建物取引業及び不動産鑑定業並びに不動産の賃貸借、管理及び駐車場の経営
(16) 損害保険代理店業	(19) 損害保険代理店業及び自動車損害賠償責任保険代理店業
(17) 生命保険の募集に関する業務	(20) 生命保険の募集に関する業務
(18) 労働者派遣事業	(21) 労働者派遣事業
(19) 有料職業紹介事業	(22) 有料職業紹介事業
(20) 通信販売事業	(23) 通信販売事業
(21) コンピューターシステム及びソフトウェアの開発並びに販売	(24) コンピューターシステム及びソフトウェアの開発並びに販売
(22) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供	(25) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供
(23) インターネットを利用した情報提供サービス業	(26) インターネットを利用した情報提供サービス業及び情報処理サービス業並びにそれらへの投資

現　行　定　款	変　更　案
(24)労務管理代行業務	(27)労務管理代行業務
(25)アプリケーションサービス・プロバイダー事業	(28)アプリケーションサービス・プロバイダー事業
(26)ホテル、旅館等宿泊施設及び浴場等入浴施設の経営	(29)ホテル、旅館等宿泊施設及び浴場等入浴施設、売店、遊技場、遊戯場、スポーツ施設及び記念館の経営及び管理並びにそれらへの投資
(27)農園の経営及び農産物の加工販売	(30)農園及び農場の経営及び農産物の加工、売買及び賃貸
（新　設）	(31)食品包装にかかわる技術、機器、設備類の設計、製作、売買及び賃貸
（新　設）	(32)金融業及び投資業
（新　設）	(33)金銭の貸付、債権の買取り、債務の保証
（新　設）	(34)倉庫業、海陸運送業の経営及びそれらへの投資
（新　設）	(35)産業廃棄物処理業
（新　設）	(36)著作権、著作隣接権及び工業所有権その他の知的財産権の取得、保全、管理、使用許諾、賃貸借及び売買
(28)前各号に付帯又は関連する一切の業務	(37)前各号に付帯又は関連する一切の業務
2　当会社は、前項各号に付帯又は関連する一切の業務を営むことができる。	2　当会社は、前項各号に付帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。
（新　設）	附　則 第１条　第１条（商号）及び第２条（目的）の規定の変更は、2018年８月１日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。
（新　設）	第２条　第３条（本店の所在地）の規定の変更は、2018年７月１日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。

第３号議案　取締役７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役５名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため新任の候補者２名を含む取締役７名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者のうち西澤淳氏と香本明彦氏の選任につきましては、第１号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	森下 將典（もりした まさのり） （1967年４月１日）	1990年４月　株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 2000年11月　メリルリンチ日本証券株式会社 2009年２月　アセット・インベスターズ株式会社（現マーチャント・バンカーズ株式会社）代表取締役社長 2012年10月　株式会社どさん子　代表取締役社長 2013年２月　株式会社ホッコク　代表取締役社長 2014年６月　当社　取締役海外戦略本部長 Pacific Paradise Foods Inc.　取締役（現任） 2015年４月　当社　取締役海外戦略本部長兼、経営企画室長 2015年７月　T&S Enterprises (London) Limited　取締役（現任） S.K.Y. Enterprise UK Limited　取締役（現任） Sushi Bar Atari-Ya Limited　取締役（現任） 2015年12月　株式会社ルパンコティディアンジャパン　取締役（現任） 2016年３月　株式会社小僧寿し　代表取締役社長 2016年４月　株式会社どさん子　代表取締役会長 2016年７月　Riem Becker SAS 取締役（現任） 2017年２月　Atariya Foods Netherlands B.V. 取締役(現任) Atariya Horeca B.V. 取締役（現任） 2017年３月　Atariya S.K.Y. GmbH.　取締役（現任） 2017年４月　Atariya Foods Limited 取締役（現任） 2017年６月　当社　代表取締役社長兼経営企画室長（現任） 株式会社小僧寿し　取締役（現任） 2017年９月　Atariya Foods Retail (UK) Limited　取締役（現任） 2018年６月　株式会社デリズ　取締役（現任） （重要な兼職の状況） Pacific Paradise Foods.Inc.　取締役 T&S Enterprises (London) Limited　取締役 S.K.Y. Enterprise UK Limited　取締役 Sushi Bar Atari-Ya Limited　取締役 株式会社ルパンコティディアンジャパン　取締役 Riem Becker SAS 取締役 Atariya Foods Netherlands B.V. 取締役 Atariya Horeca B.V. 取締役 Atariya S.K.Y. GmbH.　取締役 Atariya Foods Limited 取締役 株式会社小僧寿し　取締役 Atariya Foods Retail (UK) Limited　取締役 株式会社デリズ　取締役	－　株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	檜垣周作（ひがきしゅうさく） （1976年１月13日）	1999年４月 アサヒビール株式会社 2001年11月 阪神酒販株式会社　代表取締役社長（現任） 2009年３月 HSIグローバル株式会社　代表取締役社長（現任） 2009年６月 当社　取締役 株式会社とり鉄（現株式会社アスラポート）　取締役 2009年10月 当社　代表取締役社長 株式会社プライム・リンク　代表取締役会長 2011年６月 株式会社プライム・リンク　代表取締役社長 2012年１月 株式会社フードスタンドインターナショナル　代表取締役（現任） 2013年４月 九州乳業株式会社　代表取締役社長（現任） 2013年９月 株式会社弘乳舎　代表取締役 2014年６月 Pacific Paradise Foods,Inc.　取締役（現任） 2015年４月 株式会社どさん子　取締役 茨城乳業株式会社　取締役（現任） 2015年６月 株式会社ドリームコーポレーション　代表取締役 2015年７月 T&S Enterprises (London) Limited　取締役（現任） S.K.Y. Enterprise UK Limited　取締役（現任） Sushi Bar Atari-Ya Limited　取締役（現任） Atariya S.K.Y. GmbH.　取締役（現任） 2015年12月 株式会社ルパンコティディアンジャパン　取締役（現任） 2016年２月 株式会社TOMONIゆめ牧舎　取締役（現任） 当社　代表取締役会長（現任） ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社　代表取締役社長（現任） 2016年３月 株式会社フンドーダイ五葉　代表取締役会長 株式会社小僧寿し　取締役（現任） 2016年４月 株式会社DSKグループ　取締役 2016年７月 Riem Becker SAS 取締役（現任） 2017年２月 Atariya Foods Netherlands B.V. 取締役(現任) Atariya Horeca B.V. 取締役（現任） 2017年４月 Atariya Foods Limited 代表取締役（現任） 株式会社アスラポート　代表取締役社長（現任） 株式会社スティルフーズ　取締役（現任） 2017年６月 株式会社弘乳舎　代表取締役会長（現任） 株式会社ドリームコーポレーション　代表取締役会長（現任） 2017年８月 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント　取締役（現任） 2017年９月 Atariya Foods Retail (UK) Limited　代表取締役（現任） 2017年10月 株式会社菊家　代表取締役会長（現任） 2018年５月 株式会社十徳　取締役（現任）	350,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	檜垣 周作 （ひがき しゅうさく） （1976年１月13日）	（重要な兼職の状況） 阪神酒販株式会社　代表取締役社長 HSIグローバル株式会社　代表取締役社長 株式会社フードスタンドインターナショナル　代表取締役 九州乳業株式会社　代表取締役社長 Pacific Paradise Foods,Inc.　取締役 茨城乳業株式会社　取締役 T&S Enterprises (London) Limited　取締役 S.K.Y. Enterprise UK Limited　取締役 Sushi Bar Atari-Ya Limited　取締役 Atariya S.K.Y. GmbH.　取締役 株式会社TOMONIゆめ牧舎　取締役 株式会社ルパンコティディアンジャパン　取締役 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社　代表取締役社長 株式会社小僧寿し　取締役 Riem Becker SAS 取締役 Atariya Foods Netherlands B.V. 取締役 Atariya Horeca B.V.　取締役 Atariya Foods Limited　代表取締役 株式会社アスラポート　代表取締役社長 株式会社スティルフーズ　取締役 株式会社弘乳舎　代表取締役会長 株式会社ドリームコーポレーション　代表取締役会長 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント　取締役 Atariya Foods Retail (UK) Limited　代表取締役 株式会社菊家 代表取締役会長 株式会社十徳　取締役	前頁参照

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	小林（こばやし）　剛（つよし） （1970年11月10日）	2000年８月　株式会社タスコシステム 2006年５月　株式会社東京タスコ　代表取締役社長 2007年１月　株式会社TASCOキャピタル　代表取締役社長 プラスネット株式会社　代表取締役社長 2007年８月　株式会社とり鉄（現株式会社アスラポート）　代表取締役社長 2010年11月　レゾナンスダイニング株式会社　取締役 2013年６月　当社　取締役（現任） 株式会社プライム・リンク　取締役 2016年３月　株式会社とり鉄（現株式会社アスラポート）　代表取締役会長 2016年４月　株式会社どさん子　代表取締役社長 2017年３月　株式会社小僧寿し　取締役 2017年４月　株式会社アスラポート　常務取締役（現任） 2017年６月　株式会社小僧寿し　代表取締役社長（現任） 2018年５月　株式会社十徳　取締役（現任） 2018年６月　株式会社デリズ　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アスラポート　常務取締役 株式会社小僧寿し　代表取締役社長 株式会社十徳　取締役 株式会社デリズ　取締役	126,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	齊藤（さいとう）　隆光（りゅうこう） （1973年８月31日）	2002年１月　国際キャピタル株式会社 2008年５月　阪神酒販株式会社 2009年１月　レゾナンスダイニング株式会社　代表取締役社長 2009年11月　当社　管理本部長 2015年６月　株式会社ドリームコーポレーション　取締役（現任） 茨城乳業株式会社　監査役（現任） 2015年７月　T&S Enterprises (London) Limited　監査役（現任） S.K.Y. Enterprise UK Limited　監査役（現任） 2016年３月　レゾナンスダイニング株式会社　代表取締役会長 株式会社小僧寿し　監査役（現任） 2016年６月　株式会社弘乳舎　取締役 当社　取締役 株式会社フルッタフルッタ　取締役（現任） 九州乳業株式会社　取締役（現任） 2017年３月　Atariya S.K.Y. GmbH.　監査役（現任） Sushi Bar Atari-Ya Limited　監査役（現任） Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役（現任） Atariya Horeca B.V. 監査役（現任） 2017年４月　Atariya Foods Limited 監査役（現任） 株式会社スティルフーズ　監査役（現任） 2017年６月　当社　取締役管理本部長（現任） 株式会社弘乳舎　代表取締役社長（現任） 2017年８月　株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント　取締役（現任） 2017年９月　Atariya Foods Retail (UK) Limited　監査役（現任） 2018年５月　株式会社十徳　取締役（現任）	163,900株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	齊藤 隆光 （1973年８月31日）	（重要な兼職の状況） 株式会社ドリームコーポレーション　取締役 茨城乳業株式会社　監査役 T&S Enterprises (London) Limited　監査役 S.K.Y. Enterprise UK Limited　監査役 株式会社小僧寿し　監査役 株式会社フルッタフルッタ　取締役 九州乳業株式会社　取締役 Atariya S.K.Y. GmbH.　監査役 Sushi Bar Atari-Ya Limited　監査役 Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役 Atariya Horeca B.V. 監査役 Atariya Foods Limited 監査役 株式会社スティルフーズ　監査役 株式会社弘乳舎　代表取締役社長 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント　取締役 Atariya Foods Retail (UK) Limited　監査役 株式会社十徳　取締役	前頁参照
5	宇野 友三郎 （1950年３月13日）	1976年３月　大阪サニタリー金属工業協同組合　東京支店 1990年４月　大阪サニタリー金属工業協同組合　理事 1992年３月　大阪サニタリー金属工業協同組合　東京支店長兼理事 1996年５月　サニタリープラント株式会社　取締役 1997年５月　大阪サニタリー金属工業協同組合　副理事長兼東京支店長 2000年５月　サニタリープラント株式会社　代表取締役 2003年３月　大阪サニタリー金属工業協同組合　副理事長 2014年６月　大阪サニタリー金属工業協同組合　相談役（現任） 当社　社外取締役（現任） 2015年６月　大阪サニタリー株式会社　代表取締役社長（現任） 2015年９月　サニタリーホールディングス株式会社　代表取締役社長 2018年４月　サニタリーホールディングス株式会社　代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 大阪サニタリー株式会社　代表取締役社長 サニタリーホールディングス株式会社　代表取締役会長	－　株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	西澤 淳（にしざわ じゅん） （1975年６月27日） ※新任	1998年４月　オムロンマーケティング株式会社 2006年９月　阪神酒販株式会社 2007年４月　阪神酒販株式会社　取締役マーケティング部長 2010年３月　株式会社マインマート　代表取締役 大酒販株式会社　代表取締役社長 2012年12月　小林産業株式会社　代表取締役社長（現任） 2015年３月　株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント（現株式会社M&T）代表取締役会長 2016年２月　ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社　取締役　管理本部管掌 盛田株式会社　取締役（現任） 株式会社アルカン　取締役（現任） 2016年７月　東洋商事株式会社　代表取締役社長（現任） 2016年12月　ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社　取締役　管理本部長　兼　マーケティング本部長（現任） （重要な兼職の状況） 小林産業株式会社　代表取締役社長 盛田株式会社　取締役 株式会社アルカン　取締役 東洋商事株式会社　代表取締役社長 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社　取締役	－　株
7	香本 明彦（こうもと あきひこ） （1943年11月24日） ※新任	1981年３月　公認会計士登録（現任） 公認会計士香本明彦事務所設立（現任） 1982年10月　税理士登録（現任） 香本明彦税理士事務所設立（現任） 1990年９月　清友監査法人　代表社員 2011年６月　株式会社ザ・キッス　社外監査役（現任） 2014年12月　ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社　監査役 2016年２月　ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社　取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ザ・キッス　社外監査役 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社　取締役（監査等委員）	－　株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の所有する当社の株式数は、2018年３月31日現在のものであります。
3. 宇野友三郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は宇野友三郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 宇野友三郎氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり事業会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
5. 宇野友三郎氏の社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって４年となります。
6. 宇野友三郎氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
7. 宇野友三郎氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
8. 宇野友三郎氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 宇野友三郎氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
10. 香本明彦氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は香本明彦氏の就任後、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
11. 香本明彦氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり事業会社の税理士を務められており、税務の豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
12. 香本明彦氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
13. 香本明彦氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
14. 香本明彦氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
15. 香本明彦氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

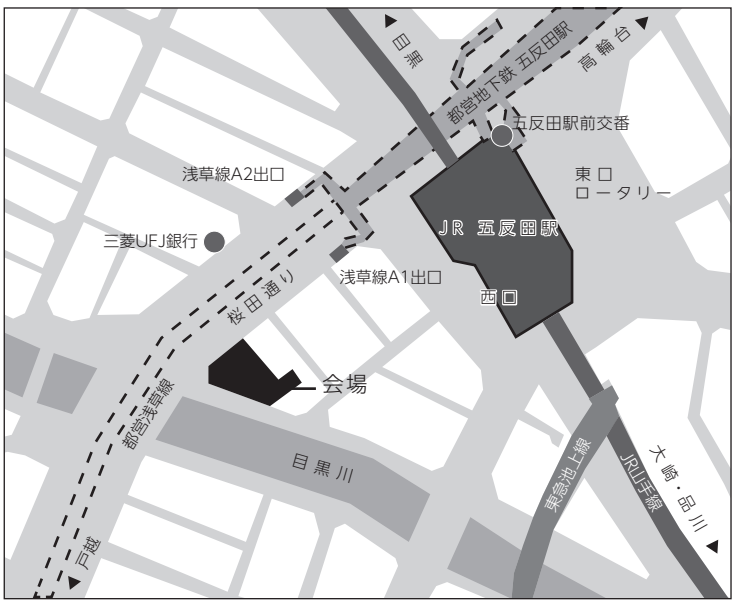

会　場　東京都品川区西五反田一丁目３番８号
五反田御幸ビル２階　アリアル会議室ANNEX
TEL　03-6311-8899（代表）

最寄駅　ＪＲ山手線 / 五反田駅（西口）　徒歩２分
都営浅草線 / 五反田駅（Ａ１出口）　徒歩１分

お願い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

第12回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

株主総会参考書類

株式会社アスラポート・ダイニング

上記事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレスhttp://asrapport-dining.com/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　20社

会　　社　　名　　株式会社アスラポート
株式会社フードスタンドインターナショナル
株式会社弘乳舎
茨城乳業株式会社
T&S Enterprises (London) Limited
S.K.Y. Enterprise UK Limited
Sushi Bar Atari－Ya Limited
Atariya S.K.Y. GmbH
株式会社TOMONIゆめ牧舎
九州乳業株式会社
みどり九州協同組合
Pacific Paradise Foods, Inc.
株式会社ドリームコーポレーション
Atariya Foods Netherlands B.V.
Atariya Horeca B.V.
株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント
Atariya Foods Limited
株式会社菊家
Riem Becker SAS
Atariya Foods Retail (UK) Limited

上記のうち、株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント、株式会社菊家及びRiem Becker SASについては当連結会計年度において株式の取得により連結の範囲に含めております。

なお、Atariya Foods Limited及びAtariya Foods Retail (UK) Limitedは設立により、連結の範囲に含めております。

また、株式会社プライム・リンク、レゾナンスダイニング株式会社及び株式会社どさん子は、2017年４月１日付で当社の連結子会社である株式会社アスラポート（2017年４月１日付で株式会社とり鉄より商号変更）を存続会社とした吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

Japan Traditionals Sp. z o.o.
Atariya France SAS
SUSHI MAP DEVELOPPEMENT

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数３社

会　社　名　株式会社フジタコーポレーション
ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社
株式会社フルッタフルッタ

上記のうち、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社及び株式会社フルッタフルッタについては当連結会計年度において株式を追加取得したことから、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社

Japan Traditionals Sp. z o.o.
Atariya France SAS
SUSHI MAP DEVELOPPEMENT

(持分法を適用しなかった理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちT&S Enterprises (London) Limited、S.K.Y. Enterprise UK Limited、Sushi Bar Atari － Ya Limited、Atariya S.K.Y.GmbH、Pacific Paradise Foods, Inc.、Atariya Foods Netherlands B.V.、Atariya Horeca B.V.、Atariya Foods Limited及びAtariya Foods Retail (UK) Limitedの決算日は12月31日であり、Riem Becker SASの決算日は１月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、１月１日若しくは２月１日から連結決算日３月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、株式会社菊家の決算日は８月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

上記以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び以下の注記の記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

(2) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ……時価法

③ た な 卸 資 産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

a 製品、商品、原材料、仕掛品

主として移動平均法

b 貯蔵品

最終仕入原価法

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

（ただし、一部の連結子会社は1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　２年～50年

機械装置及び運搬具　２年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引開始日が2008年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引続き採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金……一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金……債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ合理的な期間で均等償却を行っております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

c ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」、「受取家賃」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」及び「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「補助金収入」は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	11,200千円
受取手形及び売掛金	953,177千円
建物及び構築物	536,861千円
機械装置及び運搬具	228,639千円
土地	2,555,357千円
投資有価証券	1,776,731千円
計	6,061,966千円

(注)上記のほか、連結子会社株式（消去前金額）2,542,897千円を担保に提供しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	662,930千円
１年内返済予定の長期借入金	1,558,516千円
長期借入金	2,666,012千円
計	4,887,458千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　7,469,843千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　30,896,729株

2. 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年5月14日	普通株式	繰越利益剰余金	123	４円	2018年3月31日	2018年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第７回新株予約権　普通株式　640,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間はおおむね短期であり、また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、リスク低減を図っております。

貸付金については、当社グループ各社の担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は支払までの期間はおおむね短期であります。

借入金については、運転資金（主として短期）及びM&A、設備投資資金（長期）であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価の他、市場価格がない場合には、合理的に算定された価格が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,777,198	5,777,198	―
(2) 受取手形及び売掛金	5,077,013	5,077,013	―
(3) 短期貸付金	346,562	346,562	―
(4) 投資有価証券			
①関連会社株式	4,085,012	5,129,809	1,044,796
②その他有価証券	504,792	504,792	―
(5) 長期貸付金（１年内回収を含む）	828,070		
貸倒引当金(＊)	△239,419		
	588,651	580,940	△7,710
資産計	16,379,230	17,416,316	1,037,085
(1) 支払手形及び買掛金	3,706,359	3,706,359	―
(2) 未払法人税等	265,611	265,611	―
(3) 短期借入金	3,802,137	3,802,137	―
(4) 長期借入金（１年内返済を含む）	11,586,173	11,413,906	△172,267
(5) リース債務	131,942	130,308	△1,634
負債計	19,492,225	19,318,323	△173,901

（＊） 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金並びに(3)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)長期貸付金（１年内回収を含む）

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)未払法人税等並びに(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金（１年内返済を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残余期間及び、当社及び連結子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは市場金利を反映しており、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	282,015
非連結子会社株式及び関連会社株式	27,671
合計	309,686

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,777,198	―	―	―
受取手形及び売掛金	5,077,013	―	―	―
短期貸付金	346,562	―	―	―
長期貸付金	633,334	43,636	―	151,100
合計	11,834,108	43,636	―	151,100

（注４）借入金等の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内
短期借入金	3,802,137	―	―
長期借入金	4,797,727	5,967,897	820,548
リース債務	47,611	78,747	5,583
合計	8,647,476	6,046,645	826,131

賃貸等不動産に関する注記

一部の連結子会社では、大分県において、賃貸用の建物、土地を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,612千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：千円）

		当連結会計年度
連結貸借対照表計上額	期首残高	434,408
	期中増減額	△244,935
	期末残高	189,473
期末時価		179,637

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）期中増減額のうち、減少額は不動産売却（242,845千円）及び減価償却費（2,089千円）であります。

（注３）当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定」により算定した金額であります。

１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　280円77銭

2.　１株当たり当期純利益　27円59銭

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び以下の注記の記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有　価　証　券

子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

(2) デ リ バ テ ィ ブ…… 時価法

(3) た な 卸 資 産

商品、原材料、貯蔵品…… 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産…… 定率法
（リース資産を除く）

（ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６年～15年
工具、器具及び備品	２年～10年

(2) 無 形 固 定 資 産

ソフトウェア（自社利用）…… 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) リ ー ス 資 産…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) ヘッジ会計の処理

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式	4,323,606千円
計	4,323,606千円

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	1,456,000千円
長期借入金	1,400,000千円
計	2,856,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 200,708千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	623,853千円
長期金銭債権	1,457,440千円
短期金銭債務	52,433千円
長期金銭債務	13,211千円

4.　金融機関等からの借入債務に対する保証

九州乳業株式会社	1,035,000千円
株式会社ＴＯＭＯＮＩゆめ牧舎	240,000千円
株式会社ドリームコーポレーション	225,463千円
茨城乳業株式会社	186,240千円
計	1,686,703千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	
関係会社に対する売上高	2,068,292千円
関係会社からの営業費用	52,684千円
営業取引以外の取引高	
関係会社からの受取利息	13,435千円
関係会社に対する支払利息	548千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普　通　株　式	2,400株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	49,244千円
減価償却超過額	23,271千円
未払費用	6,937千円
未払事業税	4,730千円
資産除去債務	9,116千円
その他	24,432千円
繰延税金資産小計	117,731千円
評価性引当額	△81,193千円
繰延税金資産合計	36,538千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△7,839千円
繰延税金負債合計	△7,839千円
繰延税金資産の純額	28,699千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	HSIグローバル株式会社	直接 35.6	資金の貸付 役員の兼任 子会社株式の取得	資金の貸付	93,849	短期貸付金	93,849
				資金の貸付回収	444,589		

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(1) HSIグローバル株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、担保は受領しておりません。

（注） 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 子会社等

（単位：千円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	株式会社アスラポート	直接 98.8	経営指導 資金の借入 役員の兼任	食材・備品の販売 (1)	1,169,847	売掛金	109,924
				当社の銀行借入金に対する債務被保証 (2)	2,856,000	—	—
子会社	株式会社弘乳舎	直接 93.4	経営指導 役員の兼任	当社の銀行借入金に対する土地等の担保提供 (3)	1,554,700	—	—
子会社	株式会社ＴＯＭＯＮＩゆめ牧舎	間接 79.0	役員の兼任	債務保証 (4)	240,000	—	—
子会社	九州乳業株式会社	直接 95.7	経営指導 役員の兼任	債務保証 (4)	1,035,000	—	—
子会社	株式会社ドリームコーポレーション	直接 96.0	経営指導 役員の兼任	債務保証 (4)	225,463	—	—
子会社	Atariya Foods Limited	直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (5)	1,266,030	短期貸付金	111,900
						長期貸付金	1,154,130
				利息の受取り (5)	8,836	未収入金	8,836

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(1) 株式会社アスラポートに対する備品・食材の販売については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 当社は銀行借入に対して株式会社アスラポートより債務保証を受けております。なお、保証料は支払っておりません。

(3) 株式会社弘乳舎の当社の銀行借入金に対する土地等の担保提供については、株式会社弘乳舎株式購入のための資金借入に対するものであります。

(4) 株式会社ＴＯＭＯＮＩゆめ牧舎、九州乳業株式会社及び株式会社ドリームコーポレーションの銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受けとっておりません。

(5) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注） 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

１株当たり情報に関する注記

1.	１株当たり純資産額	247円20銭
2.	１株当たり当期純損失	1円57銭

株主総会参考書類

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等

事　業　報　告

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

1.　当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①　事業の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善の効果もあり緩やかな回復基調が続いていますが、個人消費の低迷や人手不足の顕在化等の影響により、国内景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは平成28年10月１日から食品類・酒類事業の中心である盛田㈱の営業組織を２支社・４事業部制にすることで、各事業部の専門性を高め営業力強化に努めました。グループ全体の取り組みとしては、新商品の開発・導入、既存顧客の深耕、新規顧客の開拓、輸出の拡大等を掲げるとともに、更なるコストの削減を推進し利益の向上を図りました。

また、平成29年３月１日付で業務用総合食品商社業を主業務とする東洋商事㈱及び医療・介護用食品卸売事業を営む小林産業㈱を、平成29年４月１日付で酒類製造販売事業を営む千代菊㈱及び常楽酒造㈱を連結子会社化し、事業規模の拡大を図りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は26,851百万円（前期比12.6％増）、営業利益は345百万円（前期比47.0％減）、経常利益は56百万円（前期比76.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は116百万円（前期比3.6％増）となりました。

なお、当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当につきましては、平成29年11月10日開催の取締役会において、今般の業績及び財政状態等を鑑み協議した結果、誠に遺憾ではございますが、配当を見送らせていただくことといたします。

②　事業の内容

当社グループは、当社、連結子会社12社及び持分法適用関連会社３社で構成され、食品類・酒類事業、輸入食品類・酒類販売事業及び国内食品類・酒類卸売事業を営んでおります。

セグメント別売上高は下記のとおりであります。

区　　分	当連結会計年度	
	平成28年10月１日～平成29年９月30日	
	金　額（百万円）	構 成 比（%）
食品類・酒類事業	12,996	48.4
輸入食品類・酒類販売事業	8,697	32.4
国内食品類・酒類卸売事業	4,801	17.9
その他	356	1.3
合　　計	26,851	100.0

（注）1. 食品類・酒類事業に該当する会社は、盛田㈱、加賀の井酒造㈱、㈱老田酒造店、中川酒造㈱、千代菊㈱、常楽酒造㈱、大連丸金食品有限公司であります。
2. 輸入食品類・酒類販売事業に該当する会社は、㈱アルカン、アルカン ザール社であります。
3. 国内食品類・酒類卸売事業に該当する会社は、東洋商事㈱、小林産業㈱であります。
4. その他に該当する会社は、当社、㈱イメックス、丸金食品㈱、小手川酒造㈱、栃木県醤油工業協同組合であり、丸金食品㈱、小手川酒造㈱、栃木県醤油工業協同組合は持分法適用関連会社であります。

主なセグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、平成29年３月１日付にて、東洋商事㈱及び小林産業㈱を連結子会社化したことにより、「国内食品類・酒類卸売事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

食品類・酒類事業

醤油類につきましては、家庭用のＰＢ商品や業務用が堅調に推移したものの、家庭用の主力商品「マルキン こいくちしょうゆ １Ｌ」「マルキン うすくちしょうゆ １Ｌ」が苦戦したこと等により前期の売上を下回りました。

つゆ・たれ類につきましては、業務用が苦戦したものの、家庭用の「イチミツボシ ごまドレッシングゆず果汁入り 500ml」「盛田 国産紅ずわい蟹だしうま鍋つゆ 750g」が好調だった他、新商品の「盛田 国産にんにく焼肉のたれ 240g」「マルキン 合わせつゆ 500ml」が順調に推移したこと等により、前期並みの売上となりました。

みりん風調味料及び料理酒につきましては、リニューアルした高付加価値商品「盛田 国産米100％純米料理酒 500ml/１Ｌ」が売上を伸ばしたものの、業務用が苦戦したこと等により、前期並みの売上となりました。

漬物につきましては、なら漬けは主力商品の「忠勇 あっさり味なら漬（胡瓜）120g」が好調を維持し、「忠勇 あじわいなら漬（胡瓜）100g」も順調に推

移したこと等により前期の売上を上回りましたが、その他の漬物が苦戦したこと等により全体としては前期並みの売上となりました。

飲料につきましては、主力商品の「ハイピース 加賀棒茶ほうじたて 330ml」や新商品の「ハイピース 有機むぎ茶 500ml」「ハイピース さくら緑茶京都産宇治抹茶入り 350ml」が順調に売上を伸ばすとともに、ＰＢ商品も順調に推移しました。また、「忠勇 国産五穀あまざけ 250g」等、あま酒シリーズも好調だったこと等により前期の売上を大きく上回りました。

日本酒及び焼酎につきましては、主力商品の「尾張常滑郷の鬼ころし ２Ｌ」「尾張男山 ２Ｌ」が苦戦しましたが、平成29年４月より連結子会社になった千代菊㈱及び常楽酒造㈱の寄与もあり前期の売上を上回りました。

本みりんにつきましては、主力商品の「盛田 蔵出し本みりん １Ｌ/1.8Ｌ」が好調だった他、業務用の新規開拓が順調に進んだこと等により、前期の売上を大きく上回りました。

この結果、当事業の売上高は12,996百万円（前期比0.1％増）、セグメント利益（営業利益）は486百万円（前期比19.5％増）となりました。

輸入食品類・酒類販売事業

業務用食材につきましては、ブルガリア産及びハンガリー産のフォアグラが堅調に推移し、フランス産キャビアや冷凍パンが新規顧客開拓等により売上を伸ばした他、フランスのジュース・ジャムブランドの「アラン・ミリア」もホテルや婚礼宴会での売上を伸ばし順調に推移しました。また、新商品のオーストラリア産黒トリュフも売上に貢献しました。しかしながら、フランスで発生した鳥インフルエンザの影響が長期化している中、主力商品のフランス産フォアグラ・肉類の調達が滞り、全体としては前期の売上を下回りました。

製菓用食材につきましては、主力商品「Kiriクリームチーズ」を使用した新商品が既存取引先から発売された他、新規顧客開拓も堅調に推移したものの、全体としては前期の売上を下回りました。

小売用商品につきましては、スペイン産の高級ポテトチップス「トーレス」が国内産ポテトチップス不足の影響もあり大きく売上を伸ばしました。またフランスを代表するビスケット「サンミッシェル」や、新商品のジャム「コント・ド・プロヴァンス」が順調に売上を伸ばしたものの、主力商品であった「ボンヌママンジャム」の取り扱いがなくなったこと等により、前期の売上を下回りました。

ワイン類につきましては、ホテル・レストランへの新規拡販、高級クラブ他のナイトマーケットや地方量販店の開拓等に取り組み、スペインワインやチリワインは売上を伸ばしたものの主力商品の一つであるシャンパーニュ「アヤラ」が苦戦したこと等により、前期の売上を下回りました。

この結果、当事業の売上高は8,697百万円（前期比17.3％減）、セグメント利益（営業利益）は159百万円（前期比72.6％減）となりました。

国内食品類・酒類卸売事業

業務用食材につきましては、廃業店の増加等で既存顧客への売上が苦戦したものの、海老カツ、釜揚げシラス、芋焼酎等のＰＢ商品や牡蠣等のＮＢ商品が売上を伸ばし、また新規顧客開拓も順調に進みました。

デリカにつきましては、既存顧客の新規出店や新規顧客開拓により、堅調に推移しました。

外食につきましては、新規顧客獲得が売上に大きく貢献しました。またスイーツ業態は、既存顧客の新規出店等により順調に推移しました。

通販につきましては、業務用食品のインターネット通販で既存顧客との取引が減少し苦戦しました。

医療・介護食品につきましては、既存顧客への売上は堅調だったものの、新規顧客の開拓が進まなかったこと等により苦戦しました。

この結果、当事業の売上高は4,801百万円、セグメント利益（営業利益）は９百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資総額は754百万円であります。

主な設備投資	盛田㈱	有形固定資産一式	534百万円
主な設備投資	加賀の井酒造㈱	有形固定資産一式	105百万円

(3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行７行と総額5,991百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入未実行残高は590百万円であります。

また、平成29年３月10日開催の取締役会において、㈱アスラポート・ダイニングを割当先とする第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行（払込期日：平成29年３月27日）を決議し、1,200百万円の資金調達を行いました。

さらに、平成29年７月14日開催の取締役会において、㈱アスラポート・ダイニングを割当先とする第三者割当による新株式発行（払込期日：平成29年８月１日）を決議し、2,000百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業行動規範の遵守すべき事項に違反した件について、東京証券取引所へ平成28年４月７日改善報告書を提出、同年10月25日改善状況報告書を提出しております。同改善状況報告書にも記載のとおり、当社は、新経営体制のもと、改善報告書に記載した改善措置を適時適切に実施・運用することに努めており、引き続き、適時適切に実施・運用することにより、株主様、投資家様をはじめ関係者の皆様からの信頼回復に努めてまいる所存であります。

また、当社グループは、現中期経営計画（平成28年９月期～平成30年９月期）の基本的な方針等は変更しませんが、業務資本提携先である㈱アスラポート・ダイニング（以下「ＡＤ」という）グループとの関係性を更に強化し、両社グループシナジーを追求した運営を行い、経営強化を図りグループ戦略・施策を推進することで、安定的な収益基盤の確立及び持続的成長を目指します。総合食品アライアンス企業として外部提携・M＆Ａも推進しつつ、消費者ニーズに合った商品を開拓・開発・アピールすることで、業界での存在感を確立させ事業基盤を強化するとともに収益性の向上を図ります。

各戦略の内容は次のとおりであります。

① 事業戦略

「顧客へのアプローチ強化、高付加価値商品の開拓・開発・アピール」

○各社（ＡＤグループを含む）が有する顧客の共有化、取引深耕及び新規顧客開拓

○海外・インバウンドを見据えた価値訴求、新商品開発

○商品高付加価値化（加工度・利便性の高い商品）ニーズへの対応強化及びブランド認知度向上

② 人材戦略

「注力分野への人員シフト、人材交流」

○各社の方向性及び組織の役割を明確にし、人員の最適化及び人材の育成強化

○各社（ＡＤグループを含む）との人材交流の積極化

③ 財務戦略

「資金効率性の追求」

○資金繰・在庫管理等、管理ＰＤＣＡの強化

○資本増強、借入金圧縮による利払負担軽減

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第78期 平成25年10月から 平成26年９月まで	第79期 平成26年10月から 平成27年９月まで	第80期 平成27年10月から 平成28年９月まで	第81期 (当連結会計年度) 平成28年10月から 平成29年９月まで
売　上　高（百万円）	25,102	24,425	23,849	26,851
経 常 利 益（百万円）	50	181	239	56
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	186	77	111	116
１株当たり当期純利益	2円74銭	0円83銭	0円95銭	0円84銭
純　資　産（百万円）	3,360	5,254	5,412	8,289
総　資　産（百万円）	22,858	23,069	21,713	28,271

（注）1. 過年度の決算において、会計上の誤謬が判明したため、第78期については、誤謬訂正後の数値（下線部分）を記載しております。
2. 第78期は、円安による原材料価格及び輸入品仕入価格の高騰が大きく影響したものの、新規開拓の推進、新商品の導入、値上げ等を実施し収益の向上を図ったこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益を計上する結果となりました。
3. 第79期は、新規開拓、新商品の導入、輸出の拡大等を推進し、また原価低減及び販管費の削減に取り組み収益の確保に努めたこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益を計上する結果となりました。
4. 第80期は、中期経営計画（平成28年９月期～平成30年９月期）をスタートさせ、新商品の開発・開拓、ＯＥＭ商品の拡大、輸出の拡大等による増販を図ったこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益を計上する結果となりました。
5. 第81期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年９月30日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
盛田㈱	100百万円	100%	日本酒、醤油・調味料、みそ、漬物、飲料、みりん等の製造・販売
大連丸金食品有限公司（中国）	33,223千元	100% (100%)	醤油・調味料の製造・販売
加賀の井酒造㈱	65百万円	100% (100%)	日本酒の製造・販売
㈱老田酒造店	100百万円	100% (100%)	日本酒の製造・販売
中川酒造㈱	28百万円	100% (100%)	日本酒の製造・販売
千代菊㈱	214百万円	100% (100%)	日本酒の製造・販売
常楽酒造㈱	100百万円	100% (100%)	焼酎の製造・販売
㈱アルカン	70百万円	100%	食材、ワインの輸入販売
アルカン ザール社（フランス）	1,254千ユーロ	100% (100%)	食材、ワインの輸出
東洋商事㈱	10百万円	100%	業務用総合食品卸
小林産業㈱	30百万円	100% (100%)	医療用食品販売・物流
㈱イメックス	15百万円	100%	水産食材の加工・販売

（注） 出資比率欄の（ ）の数字は、間接保有割合（内数）であり、当社の子会社を通じて保有しております。

③ 特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
盛田㈱	愛知県名古屋市中区栄一丁目７番34号	10,247百万円	20,363百万円

(7) 主要な事業内容（平成29年９月30日現在）

① 醤油・調味料、清酒、漬物、飲料の製造及び販売

② 食品、酒類の輸入及び販売

③ 業務用総合食品卸及び販売・物流

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年９月30日現在）

名　　称	所　　在　　地
①　当社の主要拠点	
本　　社	香川県小豆郡小豆島町苗羽甲1850番地
大　阪　本　社	大阪府大阪市北区錦町４番82号
東　京　本　社	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目５番６号

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
②　子会社の主要拠点			
盛　田　㈱	愛知県名古屋市中区	大連丸金食品有限公司	中華人民共和国大連市
札幌営業所	北海道札幌市中央区	加賀の井酒造㈱	新潟県糸魚川市大町
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区	㈱老田酒造店	岐阜県高山市清見町
日光営業所	栃木県日光市土沢	中川酒造㈱	鳥取県鳥取市立川町
東京支店	東京都中央区	千代菊㈱	岐阜県羽島市竹鼻町
名古屋支店	愛知県名古屋市中区	常楽酒造㈱	熊本県球磨郡錦町
大阪支店	大阪府大阪市北区	㈱アルカン	東京都中央区
高松営業所	香川県高松市紺屋町	大阪支店	大阪府大阪市北区
広島営業所	広島県広島市中区	アルカン　ザール社	75015 Paris France
福岡営業所	福岡県春日市桜ヶ丘	東洋商事㈱	東京都中央区
日光工場	栃木県日光市土沢	小林産業㈱	東京都中央区
小鈴谷工場	愛知県常滑市小鈴谷	㈱イメックス	長崎県長崎市京泊
福井工場	福井県丹生郡越前町		
小豆島工場	香川県小豆郡小豆島町		
徳島工場	徳島県名西郡石井町		

(9) 従業員の状況（平成29年９月30日現在）

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減数
695名	160名増

（注）　上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託・契約社員）の173名（前連結会計年度末比33名増）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成29年９月30日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	2,563
㈱アスラポート・ダイニング（注）１	1,200
㈱りそな銀行（注）２	1,152
農林中央金庫	1,144
㈱みずほ銀行	1,130
㈱日本政策投資銀行	1,100

（注）1. 平成29年３月27日に第１回無担保転換社債型新株予約権付社債12億円を発行いたしました。
2. 社債の引受額11百万円が含まれております。

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　480,000,000株

(2) 発行済株式の総数　179,478,870株（うち自己株式46,887株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数　19,927名

(4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
㈱アスラポート・ダイニング	56,840	31.67
㈱田中文悟商店	14,634	8.15
㈱ファミリーショップワタヤ	6,715	3.74
富春勇	2,680	1.49
千葉浩	2,105	1.17
敷島製パン㈱	1,677	0.93
㈱ＳＢＩ証券	1,131	0.63
檜垣克行	1,000	0.55
SIArbitrageST投資事業有限責任組合	1,000	0.55
㈱Ｍｉｚｋａｎ	1,000	0.55

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（46,887株）を控除して計算しております。また、持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 会社の新株予約権に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
2017年度新株予約権

決議年月日		平成28年12月28日
新株予約権の数		3,068個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　3,068,000株 (新株予約権１個につき1,000株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり権利行使価額45,000円 (１株あたり45円)
新株予約権の行使期間		平成31年２月１日～平成34年１月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額		発行価額　45円 資本組入額　22.5円
新株予約権の行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　333個 保有者数　43名
	当社子会社取締役	新株予約権の数　142個 保有者数　10名
	当社子会社使用人	新株予約権の数　2,593個 保有者数　463名

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項

2017年度有償新株予約権　　（平成29年９月30日現在）

決議年月日		平成29年２月７日
新株予約権の数		1,750個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　1,750,000株 （新株予約権１個につき1,000株）
新株予約権の払込金額		１個当たり2,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		行使価額　44円
新株予約権の行使期間		平成32年１月１日～平成36年２月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額		発行価額　　44円 資本組入額　　22円
新株予約権の行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数　1,750個 保有者数　　３名

（注）1.　新株予約権者は、平成31年９月期から平成33年９月期までのいずれかの期における連結営業利益が、12億円を超過した場合、本新株予約権のすべてを行使することができる。

2.　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3.　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

4.　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5.　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

6.　新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに行使していない本新株予約権を行使する権利を喪失する。

①　禁錮以上の刑に処せられた場合

②　当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

③　当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

④　当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

⑤　新株予約権者が死亡した場合

⑥　当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

⑦　新株予約権者が当社または当社の関係会社を自己都合退職した場合

7.　６各号に該当することにより、新株予約権者が喪失した本新株予約権は当社取締役会が別途定める日をもって、当社が無償で取得するものとする。

第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）

平成29年３月27日付発行の当社第１回無担保転換社債型新株予約権付社債12億円に付された新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年３月10日
新株予約権の数	24個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　　31,578,947株
社債及び新株予約権の発行価額	社債の払込金額：12億円 （本社債の金額100円につき金100円） 新株予約権の払込金額：無償
当該発行による潜在株式数	31,578,947株
転換価額	38円
募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
割当予定先	㈱アスラポート・ダイニング
利率及び償還期日	利率　0.00％ 償還期日：平成35年３月26日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成29年９月30日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	檜　垣　周　作	盛田㈱　代表取締役社長 ㈱アルカン　代表取締役社長 ㈱イメックス　代表取締役社長 銀盤酒造㈱　代表取締役 ㈱アスラポート・ダイニング　代表取締役会長 阪神酒販㈱　代表取締役社長 HSIグローバル㈱　代表取締役社長 ㈱アスラポート　代表取締役社長 ㈱フードスタンドインターナショナル　代表取締役社長 九州乳業㈱　代表取締役社長 ㈱弘乳舎　代表取締役会長
取　締　役	西　澤　　淳	管理本部長　兼　マーケティング本部長 盛田㈱　取締役 ㈱アルカン　取締役 東洋商事㈱　代表取締役社長 小林産業㈱　代表取締役社長
取　締　役	田　中　文　悟	営業管掌 盛田㈱　取締役 ㈱アルカン　取締役 加賀の井酒造㈱　代表取締役社長 ㈱老田酒造店　代表取締役社長 中川酒造㈱　代表取締役社長 千代菊㈱　代表取締役社長 銀盤酒造㈱　取締役社長 ㈱田中文悟商店　代表取締役会長 阿櫻酒造㈱　代表取締役社長
取　締　役 (監査等委員)	中　村　敏　夫	
取　締　役 (監査等委員)	土　井　　充	公認会計士・税理士 ㈱コジマ　取締役（監査等委員） 国際興業ホールディングス㈱　社外監査役
取　締　役 (監査等委員)	香　本　明　彦	公認会計士・税理士 公認会計士香本明彦事務所　代表 香本明彦税理士事務所　代表 ㈱ザ・キッス　社外監査役
取　締　役 (監査等委員)	宿　利　有紀子	弁護士 高井＆パートナーズ法律事務所　パートナー弁護士

（注）1. 平成28年12月22日開催の第80回定時株主総会において、取締役檜垣周作氏、西澤淳氏、田中文悟氏が選任、監査等委員である取締役宿利有紀子氏が新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査等委員中村敏夫氏、土井充氏、香本明彦氏及び宿利有紀子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、社外取締役いずれも、同法第425条第１項で定める最低責任限度額としております。
3. 監査等委員土井充氏及び香本明彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員宿利有紀子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員土井充氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額
取締役（監査等委員を除く）	１名 (平成28年12月まで)	１百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	４名 （４名）	８百万円 （８百万円）

（注）1. 株主総会決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は月額10百万円以内（ただし、使用人給与部分を含まない）であります。（平成28年２月23日　第79回定時株主総会決議）
2. 株主総会決議による取締役(監査等委員)の報酬限度額は月額２百万円以内であります。（平成28年２月23日　第79回定時株主総会決議）
3. 上記の支給人員には無報酬の取締役３名を含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 (監査等委員)	中村敏夫	
取締役 (監査等委員)	土井　充	㈱コジマの取締役(監査等委員)を兼務しております。 国際興業ホールディングス㈱の社外監査役を兼務しております。 上記各兼職先と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	香本明彦	公認会計士香本明彦事務所の代表を兼務しております。 香本明彦税理士事務所の代表を兼務しております。 ㈱ザ・キッスの社外監査役を兼務しております。 上記各兼職先と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	宿利有紀子	高井＆パートナーズ法律事務所のパートナー弁護士を兼務しております。 上記兼職先と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 (監査等委員)	中村敏夫	当事業年度開催の取締役会28回すべてに出席し、他社での経営実務を通じ培った経験に基づき随時適切な発言を行っております。また当事業年度開催の監査等委員会に14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	土井充	当事業年度開催の取締役会28回すべてに出席し、主に公認会計士・税理士として専門的な見地から、随時適切な発言を行っております。また当事業年度開催の監査等委員会14回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	香本明彦	当事業年度開催の取締役会28回すべてに出席し、主に公認会計士・税理士として専門的な見地から、随時適切な発言を行っております。また当事業年度開催の監査等委員会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	宿利有紀子	就任後、当事業年度開催の取締役会22回のうち21回に出席し、主に弁護士として専門的な見地から、随時適切な発言を行っております。また就任後、当事業年度開催の監査等委員会11回のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

貸借対照表

（平成29年９月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,416**	**流動負債**	**11,064**
現金及び預金	2,879	短期借入金	10,746
関係会社短期貸付金	1,165	1年内返済予定の長期借入金	134
その他	372	リース債務	67
貸倒引当金	△0	賞与引当金	1
固定資産	**15,946**	その他	114
有形固定資産	**186**	**固定負債**	**1,902**
建物	171	社債	1,200
その他	15	長期借入金	547
無形固定資産	**46**	退職給付引当金	0
リース資産	43	リース債務	12
その他	3	その他	142
投資その他の資産	**15,713**	**負債合計**	**12,967**
関係会社株式	11,608	**純資産の部**	
長期貸付金	376	**株主資本**	**7,378**
関係会社長期貸付金	3,838	**資本金**	**4,757**
その他	497	**資本剰余金**	**4,855**
貸倒引当金	△608	資本準備金	3,454
		その他資本剰余金	1,401
		利益剰余金	**△2,229**
		その他利益剰余金	△2,229
		繰越利益剰余金	△2,229
		自己株式	**△5**
		評価・換算差額等	**1**
		その他有価証券評価差額金	**1**
		新株予約権	**16**
		純資産合計	**7,396**
資産合計	**20,363**	**負債及び純資産合計**	**20,363**

損　益　計　算　書

（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		942
売上原価		184
売上総利益		757
販売費及び一般管理費		880
営業損失		122
営業外収益		
受取利息	116	
受取配当金	168	
その他	30	315
営業外費用		
支払利息	334	
為替差損	53	
その他	52	440
経常損失		247
特別利益		
その他	0	0
特別損失		
その他	0	0
税引前当期純損失		248
法人税、住民税及び事業税	△95	
法人税等調整額	△3	△98
当期純損失		149

株主資本等変動計算書

（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,757	1,825	1,401	3,226	△2,080	△2,080
当期変動額						
新株の発行	1,000	1,000	—	1,000	—	—
当期純損失	—	—	—	—	△149	△149
株式交換による増加	—	629	—	629	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	1,000	1,629	—	1,629	△149	△149
当期末残高	4,757	3,454	1,401	4,855	△2,229	△2,229

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△5	4,899	1	1	—	4,900
当期変動額						
新株の発行	—	2,000	—	—	—	2,000
当期純損失	—	△149	—	—	—	△149
株式交換による増加	—	629	—	—	—	629
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	0	0	16	16
当期変動額合計	—	2,479	0	0	16	2,495
当期末残高	△5	7,378	1	1	16	7,396

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年11月21日

ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社
　取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高　濱　　滋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　本　憲　吾　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社の平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成するとともに、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審査会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．監査等委員の意見
監査等委員の異なる意見はありません。

平成29年11月22日
ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社　監査等委員会

監査等委員（社外取締役）　中　村　敏　夫　㊞
監査等委員（社外取締役）　土　井　　充　㊞
監査等委員（社外取締役）　香　本　明　彦　㊞
監査等委員（社外取締役）　宿　利　有紀子　㊞

以　上